

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

東 北 電 原 運 第 25 号
平成 3 0 年 1 0 月 26 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

氏名 東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉

(担当者

所 属 原子力本部 原子力部 原子力運営課長

電 話 022-225-2111 (代表))

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	東通原子力発電所 青森県下北郡東通村大字白糠字 前坂下34番4
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 平成10年 8月31日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成30年10月23日
協議した都道府県知事及び市町村長	青森県知事 三村 申吾 東通村長 越善 靖夫
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	・報道機関への発表 ・当社原子力情報コーナー（本店、トントウビレッジ）での閲覧 ・インターネットの当社ホームページに掲載

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

東通原子力発電所
原子力事業者防災業務計画

平成30年10月
東北電力株式会社

修 正 履 歴

項目 回	年 月 日	内 容
一	平成１６年 ６月 ３日	新規制定
１	平成１７年１１月２９日	発電所運營業務体制の整備に伴う修正および記載の適正化等
２	平成１９年 ３月 ５日	地方公共団体の組織変更に伴う修正および記載の適正化等
３	平成２０年 ３月２４日	六ヶ所村の組織改編に伴う修正等
４	平成２１年 ３月２４日	記載の適正化
５	平成２２年 ３月１６日	ERSS 伝送運用の見直しに伴う記載の修正および応急処置施設に関する記載の適正化等
６	平成２３年 ３月１１日	むつ市の組織改編に伴う修正
７	平成２４年 ３月２３日	青森県内原子力事業者間安全推進協力協定の締結および国土交通省の組織改編に伴う修正等
８	平成２５年 ３月１８日	「原子力災害対策特別措置法」および関係政省令平成２４年９月改正, 「防災基本計画」平成２４年９月修正および「原子力災害対策指針」平成２４年１０月策定に伴う修正等
９	平成２５年１１月２９日	原子力災害対策特別措置法関係政省令および原子力災害対策指針の改正に伴う修正等
１０	平成２７年 ３月１２日	通報, 連絡基準の詳細設定に伴う修正および独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う修正等
１１	平成２８年 ３月２５日	実用炉規則改正に伴う原子力防災要員の見直し, 防災基本計画および原子力災害対策マニュアル改訂に伴う通報連絡先の見直し等に伴う修正
１２	平成２９年 ２月２４日	住民避難支援班の設置および原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴う記載の修正等
１３	平成２９年１０月２５日	原子力災害対策指針の改正に伴う修正等

修 正 履 歴

項目 回	年 月 日	内 容
1 4	平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日	東通村内で震度 5 弱以上の地震発生時の運用見直しに伴う修正等

(目 次)

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義.....	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害事前対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 緊急体制の区分	6
2. 警戒対策組織.....	6
3. 原子力防災組織	6
4. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	7
第2節 警戒対策組織の運営.....	8
1. 通報連絡体制および情報連絡体制.....	8
2. 警戒対策体制の発令および解除	8
第3節 原子力防災組織の運営	10
1. 通報連絡体制および情報連絡体制.....	10
2. 第1または第2緊急体制の発令および解除	10
3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止.....	12
4. 権限の行使	12
第4節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備.....	12
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置および検査等	12
2. 原子力防災資機材の整備	13
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備.....	13
第5節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備.....	13
1. オフサイトセンターに備え付ける資料.....	13
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	14
3. 発電所および本店等に備え付ける資料.....	14
第6節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備の整備・点検	14
1. 緊急時対策所	14
2. 集合場所および避難場所	14
3. 応急処置施設	15
4. 気象観測設備	15
5. 緊急時安全パラメータ表示システム	15
6. 放送装置等	15

7. 本店対策本部室	1 5
8. 原子力事業所災害対策支援拠点	1 5
第7節 防災教育の実施	1 6
第8節 防災訓練の実施	1 6
1. 社内における訓練	1 6
2. 国または地方公共団体が主催する訓練	1 6
第9節 関係機関との連携	1 6
1. 国との連携	1 7
2. 地方公共団体との連携	1 7
3. 地元防災関係機関等との連携	1 7
4. 青森県内の原子力事業者との連携	1 7
5. 原子力緊急事態支援組織との連携	1 7
第10節 周辺住民に対する平常時の広報活動	1 8
第3章 緊急事態応急対策等の実施	1 9
第1節 警戒事象の通報および連絡	1 9
1. 通報・連絡の実施	1 9
2. 警戒対策体制発令時の対応	1 9
3. 情報の収集および提供	1 9
4. 社外関係機関との連絡方法	2 0
5. 通話制限	2 0
第2節 特定事象の通報および連絡	2 0
1. 通報・連絡の実施	2 0
2. 第1緊急体制発令時の対応	2 1
3. 情報の収集および提供	2 1
4. 社外関係機関との連絡方法	2 1
5. 通話制限	2 1
第3節 応急措置の実施	2 2
1. 警備および避難誘導	2 2
2. 放射能影響範囲の推定	2 2
3. 原子力災害医療	2 2
4. 消火活動	2 3
5. 汚染拡大の防止	2 3
6. 防護措置および線量評価	2 3
7. 広報活動	2 3
8. 応急復旧	2 4
9. 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置	2 4

10. 資機材の調達および輸送	24
11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	25
12. 応急措置の実施報告.....	25
13. 原子力防災要員の派遣等	25
14. 他の原子力事業所等への応援要請	26
15. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣	26
16. 損害賠償に係る被災者相談窓口等の開設	27
第4節 緊急事態応急対策	27
1. 第2緊急体制の発令	27
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	27
3. 応急措置の継続実施	27
4. 事業所外運搬事故における対策	27
第4章 原子力災害中長期対策.....	28
第1節 発電所の対策	28
1. 復旧対策	28
2. 発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康管理	28
3. 緊急体制の解除	28
4. 原因究明と再発防止対策の実施	28
第2節 原子力防災要員の派遣等	29
1. オフサイトセンター等への派遣	29
第3節 事業所外運搬事故後における対策	29
第5章 その他.....	30
第1節 女川原子力発電所への協力	30
第2節 他の原子力事業者への協力	30
1. 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づく協力	30
2. 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力.....	30

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、東通原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 緊急時活動レベル（Emergency Action Level）

原子力施設等の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

4. 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。

5. 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。（原災法第10条第1項で規定する事象相当。）

6. 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある事態をいう。（原災法第15条第1項で規定する事象相当。）

7. 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制および資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力事業所災害対策

原子力事業所における緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策をいう。

11. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の5第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可を受けた者、その他の原災法第2条第3号に規定する者をいう。

12. 原子力事業所

原子炉の運転等を行う工場または事業所をいう。

13. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

14. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

15. 核燃料物質等

核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）をいう。

16. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく原子炉の運転および核燃料物質の使用ならびにこれらに付随してする核燃料物質等の運搬または貯蔵をいう。

17. 原子力災害対策活動

緊急体制発令時に原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

18. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

19. 本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

20. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき選任され、原子力防災組織を統括する者をいう。

21. 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する者をいう。

22. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員であり、原子力防災管理者および副原子力防災管理者を除く東通原子力発電所員および原子力防災組織の業務の一部を受託した会社の作業者をいう。

23. 緊急時対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

24. 警戒事象

別表2-1に示す原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象（原子力規制委員会委員長または委員長代行が判断した事象等も含む。）をいう。

25. 特定事象

別表2-2および別表2-3に示す原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に定められる事象をいう。

26. 連絡責任者

原子力防災組織に置かれ、別表2-2または別表2-3の事象発生時に発見者等から連絡を受け、原子力防災管理者に報告するとともに、原子力防災管理者の指示により定められた箇所への通報等を行う者をいう。

27. 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

28. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

29. 本店対策本部室

防災業務計画等命令第2条第2項3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（原子力施設事態即応センター）をいう。

30. データ伝送システム

防災業務計画等命令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

3 1. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁および緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）とを接続する情報通信ネットワークをいう。

3 2. 原子力緊急事態支援組織

防災業務計画等命令第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材およびこれら进行管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

3 3. 原子炉施設

原子炉およびその附属施設をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その設計、建設および運転の各段階ならびに事業所外運搬において多重防護の考え方により、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に運転の段階においては、運転管理および燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に基づき活動を行う。

したがって、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害事前対策の実施

周到かつ十分な事前対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育および防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、警戒事象または特定事象発生時の通報、緊急体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施および関係機関への原子力防災要員派遣等。

3. 原子力災害中長期対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害中長期対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員および緊急時対策要員は、平常時から原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行する。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

なお、検討の結果、修正内容が事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、直ちにこの計画に修正を行わず、軽易でない変更が生じたときに、まとめて修正を行うことを内閣府、原子力規制庁、青森県、東通村へ連絡する。修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、青森県知事、東通村長に報告する。

また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. この計画を修正しようとするときは、青森県地域防災計画（原子力災害対策編）、東通村地域防災計画（原子力編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。
なお、環境放射線モニタリングに関する事項を修正する場合は、上席放射線防災専門官の指導および助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ青森県知事、東通村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに青森県知事、東通村長にこの計画の修正の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、速やかに様式1に定める届出書により、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、青森県知事、東通村長から、この計画の作成または修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成および修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害事前対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急体制を区分する。

表 緊急体制の区分

原子力災害の情勢	緊急体制の区分
別表2－1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制
別表2－2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制
別表2－3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制

2. 警戒対策組織

本店原子力部長は、本店に本店警戒対策組織を、発電所長は、発電所に警戒対策組織を設置する。

(1) 発電所

警戒対策組織は、警戒対策体制が発令された場合において、別図2－1に定める業務分掌に基づき、原子力災害に至る可能性のある事象の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。

(2) 本店

本店警戒対策組織は、警戒対策体制が発令された場合において、別図2－2に定める業務分掌に基づき、本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。

3. 原子力防災組織

社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店原子力防災組織を設置する。

(1) 発電所

- a. 原子力防災組織は、第1または第2緊急体制が発令された場合において、別図2－3に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。

- b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員（原子力災害が発生した場合に直ちに別表２－４に定める業務を行う要員。）を置く。
- c. 原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、社長より原子力規制委員会、青森県知事、東通村長に様式２の届出書に原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成２４年文部科学省・経済産業省令第２号）第２条第１項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人数を明記の上、原子力防災要員を置いた日または変更した日から７日以内に届け出る。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。
派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - （a）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策等への協力
 - （b）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力
 - （c）他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、青森県知事、東通村長から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- f. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐および交替要員を置く。

（２）本店

- a. 本店原子力防災組織は、第１または第２緊急体制が発令された場合において、別図２－４に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。
- b. 社長は、本店原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。
- c. 社長は、第２緊急体制を発令した場合、指定行政機関、指定地方行政機関ならびに地方公共団体その他の執行機関と連携し、原子力事業所災害対策に取り組む。

４．原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

社長は、原子力防災管理者および副原子力防災管理者を選任する。

（１）原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、警戒対策組織または原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 警戒対策組織
 - （a）別表２－１の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、直ちに別図２－５に示す箇所へ通報するとともに、警戒対策要員を召集し、原子力災害に至る可能性のある事象の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- b. 原子力防災組織
 - （a）別表２－２または別表２－３の事象の発生について報告を受け、または自ら発

見したときは、直ちに別図 2－6 に示す箇所へ通報する。

(b) 緊急体制を発令した場合、直ちに原子力防災要員を召集し、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図 2－7 に示す箇所へ報告する。

(c) 原災法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置し、および維持し、同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器、その他の資材または機材を備え付け、随時、保守点検する。

(d) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、青森県知事または東通村長から、原子力防災管理者および副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

(e) 副原子力防災管理者および原子力防災要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災教育および防災訓練を実施する。

(f) 旅行または疾病、その他の事故のため長期にわたり不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から別表 2－5 に定める順位により代行者を指定する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

a. 警戒対策組織または原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。

b. 原子力防災管理者が不在のときには、その職務を代行する。

(3) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任および解任

原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合、社長より原子力規制委員会、青森県知事および東通村長に 7 日以内に様式 3 の届出書により届け出る。

第 2 節 警戒対策組織の運営

1. 通報連絡体制および情報連絡体制

(1) 警戒事象発生に伴う通報体制

原子力防災管理者は、警戒事象発生に伴う通報を行うため、別図 2－5 に定める通報体制を整備しておくものとする。

2. 警戒対策体制の発令および解除

発電所および本店における警戒対策体制の発令および解除等は以下のとおりとする。

(1) 警戒対策体制の発令

a. 発電所

原子力防災管理者は、別表 2－1 の事象が発生した場合、別図 2－9 に定める連絡経路により警戒対策体制を発令する。

原子力防災管理者は、警戒対策体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。

b. 本店

本店原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における警戒対策体制発令の報告を受けた場合、社長に報告し、本店における警戒対策体制を発令する。

(2) 警戒対策要員の非常召集

a. 発電所

原子力防災管理者は、発電所における警戒対策体制に所内放送または緊急連絡網等を使用し、別図 2－9 に定める連絡経路により、警戒対策要員を緊急時対策所に非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ警戒対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

b. 本店

本店原子力部長は、本店の警戒対策体制発令時、緊急連絡網等を使用し、別図 2－10 に定める連絡経路により、本店警戒対策要員を本店対策本部室隣接会議室に非常召集する。

なお、本店原子力部長は、あらかじめ本店警戒対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

(3) 警戒対策本部の設置

a. 発電所

- (a) 原子力防災管理者は、警戒対策体制を発令した場合、直ちに緊急時対策所に警戒対策本部（以下「発電所警戒対策本部」という。）を設置する。
- (b) 発電所警戒対策本部は、別図 2－1 に示す警戒対策組織で構成する。
- (c) 発電所警戒対策本部長は、原子力防災管理者とする。

b. 本店

- (a) 原子力部長は、本店に警戒対策体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室隣接会議室に警戒対策本部（以下「本店警戒対策本部」という。）を設置する。
- (b) 本店警戒対策本部は、別図 2－2 に示す本店警戒対策本部組織で構成する。
- (c) 本店警戒対策本部長は、原子力部長とする。

(4) 警戒対策体制の解除

a. 発電所

- (a) 発電所警戒対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関および本店警戒対策本部長と協議し警戒対策体制を解除する。
 - i. 災害対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合。
- (b) 発電所警戒対策本部長は、発電所の警戒対策体制を解除した場合、本店警戒対策本部長に報告し、発電所警戒対策本部を廃止する。

b. 本店

本店警戒対策本部長は、発電所の警戒対策体制が解除された場合、本店における警戒対策体制を解除し、本店警戒対策本部を廃止する。

第3節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制および情報連絡体制

(1) 原災法第10条第1項に基づく通報体制

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、別図2-6に定める通報体制を整備しておくものとする。また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、青森県知事または東通村長から、原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときはこれを行う。

(2) 原災法第10条第1項の通報後の連絡体制

a. 社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告および連絡について別図2-7に定める連絡体制を整備しておくものとする。

b. 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は別図2-8に定めるとおりとする。

2. 第1または第2緊急体制の発令および解除

発電所および本店における第1または第2緊急体制の発令および解除等は以下のとおりとする。

なお、関係店所にあつては、本店に準じて行うものとする。

(1) 第1または第2緊急体制の発令

a. 発電所

原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図2-9に定める連絡経路により第1または第2緊急体制を発令する。

原子力防災管理者は、第1または第2緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。

b. 本店

本店原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における第1または第2緊急体制発令の報告を受けた場合、別図2-10に定める連絡経路により、社長に報告する。

社長は、本店における第1または第2緊急体制を発令し、この際、発電所において発令した緊急体制の区分を本店においても適用する。

(2) 副原子力防災管理者および原子力防災要員の非常召集

a. 発電所

原子力防災管理者は、発電所における第1または第2緊急体制発令時（第1または第2緊急体制発令が予想される場合を含む。）に所内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、副原子力防災管理者および原子力防

災要員を緊急時対策所に非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ副原子力防災管理者および原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

b. 本店

本店原子力部長は、本店の第1または第2緊急体制発令を本店総務部長に伝達する。本店総務部長は、本店における第1または第2緊急体制発令時（第1または第2緊急体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-10に定める連絡経路により、緊急時対策要員を本店対策本部室に非常召集する。

なお、本店総務部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

(3) 緊急時対策本部の設置

a. 発電所

(a) 原子力防災管理者は、第1または第2緊急体制を発令した場合、直ちに緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

(b) 発電所対策本部は別図2-3に示す原子力防災組織で構成する。

(c) 発電所対策本部長は、原子力防災管理者とする。

b. 本店

(a) 社長は、本店に第1または第2緊急体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室に緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。

(b) 本店対策本部は、別図2-4に示す本店原子力防災組織で構成する。

(c) 本店対策本部長は、社長とする。

(4) 緊急体制の区分の変更

a. 発電所

発電所対策本部長は、緊急体制の区分を変更するときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

b. 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急体制の区分を変更する。

(5) 緊急体制の解除

a. 発電所

(a) 発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関および本店対策本部長と協議し緊急体制を解除する。

i. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ、原子力災害中長期対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合。

ii. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害に至るおそれのある原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、

事象が収束し、通常の組織で対応可能と判断した場合。

(b) 発電所対策本部長は、発電所の緊急体制を解除した場合、本店対策本部長に報告し、発電所対策本部を廃止する。

b. 本店

本店対策本部長は、発電所の緊急体制が解除された場合、本店における緊急体制を解除し、本店対策本部を廃止する。ただし、本店対策本部長は、原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本店における緊急体制を解除することができる。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を報告する。

3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止

(1) 本店対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、発電所における事故復旧作業を支援する。

(2) 本店対策本部長は、緊急体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 権限の行使

(1) 緊急体制が発令された場合、発電所および本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで行う。

(2) 原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第4節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置および検査等

原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を、別図2-11に定めるとおり設置し、次に掲げる検査等を実施する。

(1) モニタリングポストの検出部、表示および記録装置、その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。

(2) モニタリングポストを設置している地形の変化、その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。

(3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。

(4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポストの監視強化等の手段を講ずる。

(5) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、社長より内閣総

理大臣，原子力規制委員会，青森県知事および東通村長に 7 日以内に様式 4 に定める届出書により届け出る。

- (6) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは，原災法第 11 条第 5 項の検査を受けるため，(5) の現況届と併せて，次に掲げる事項を記載した申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。

- a. 名称および住所ならびに代表者の氏名
- b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称および所在地
- c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数およびその概要

- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し，1 年間保存する。また，モニタリングポストにより測定した放射線量を公衆が閲覧できる方法で公表する。

- (8) 内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，青森県知事または東通村長からモニタリングポストの状況，もしくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録または公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は，原災法第 11 条第 2 項に規定される原子力防災資機材を別表 2-6 に示すとおり配備し，次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 必要な原子力防災資機材を確保するとともに，定期的に保守点検を行い，常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合，速やかに修理するかあるいは，代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは，社長より内閣総理大臣，原子力規制委員会，青森県知事および東通村長に 7 日以内に様式 5 に定める届出書により届け出る。また，毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を翌月 7 日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，青森県知事または東通村長から，原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者および本店原子力部長は，原子力防災資機材以外の資機材について別表 2-7 に示すとおり配備し，定期的に保守点検を行い，常に使用可能な状態に整備する。

第 5 節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は，原災法第 12 条第 4 項に基づき緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策を講ずるに際して必要となる資料をオフサイトセンターに備え付けるた

め、別表２－８に定める資料のうち、同条第４項の規定に基づく資料を作成したときまたは変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

２．原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

本店原子力部長は、別表２－８に定めるオフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。

３．発電所および本店等に備え付ける資料

（１）発電所

原子力防災管理者は、別表２－８に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（２）本店等

原子力防災管理者は、本店原子力部長に別表２－８に定める資料を送付し、本店原子力部長は、本店に備え付けるとともに原子力事業所災害対策支援拠点に搬送する資機材として配備する。

第６節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備の整備・点検

１．緊急時対策所

- （１）原子力防災管理者は、発電所に別図２－１２および別表２－９に示す緊急時対策所を設置する。また、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図２－１２および別表２－９に示す代替指揮所を整備する。
- （２）原子力防災管理者は、緊急時対策所およびデータ伝送システムを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。
- （３）原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびデータ伝送システムに供給できるように整備し、定期的に点検する。
- （４）原子力防災管理者は、緊急時対策所に統合原子力防災ネットワークと接続する以下の設備を配備するとともに、これらの設備を定期的に点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
 - a．非常用通信機器（ＩＰ電話、ＩＰファックス）
 - b．テレビ会議システム
 - c．データ伝送システム

２．集合場所および避難場所

原子力防災管理者は、別図２－１３に定める集合場所および避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所もしくは避難場所であることを掲示する。

また、原子力防災管理者は、集合場所もしくは避難場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。

3. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図 2－12 に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。

4. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図 2－12 に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

5. 緊急時安全パラメータ表示システム

原子力防災管理者は、発電所における緊急時安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という。）を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、発電所の SPDS に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

6. 放送装置等

原子力防災管理者は、発電所における所内放送装置等を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置等に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

7. 本店対策本部室

- (1) 本店総務部長は、別表 2－9 に示す本店対策本部室を常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。
- (2) 本店原子力部長は、データ伝送システムを地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる設備とする。
- (3) 本店総務部長は、非常用電源を本店対策本部室およびデータ伝送システムに供給できるように整備し、定期的に点検する。
- (4) 本店原子力部長は、本店対策本部室に統合原子力防災ネットワークと接続する以下の設備を配備するとともに、これらの設備を定期的に点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
 - a. 非常用通信機器（IP 電話、IP ファックス）
 - b. テレビ会議システム
 - c. データ伝送システム

8. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる候補の施設として、別図 2－15 および別表 2－9 に示す施設をあらかじめ選定する。
- (2) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できるようにする。

- (3) 本店原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備し、定期的に点検する。

第7節 防災教育の実施

原子力防災管理者および本店原子力部長は、副原子力防災管理者および原子力防災要員および緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

1. 原子力防災組織および活動に関する知識
2. 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第8節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

- (1) 原子力防災管理者および本店原子力部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、別表2-10に示すとおり訓練を実施し、評価する。

なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

- (2) 原子力防災管理者は、訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。
- (3) 訓練を実施したときは、その評価結果を社長より原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国または地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者および本店原子力部長は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第9節 関係機関との連携

原子力防災管理者または本店原子力部長は、関係機関と連携を取りながら、原子力事業所災害対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正、原子力防災組織の設置、その他原子力災害事前対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 青森県、東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村および野辺地町とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 青森県知事または東通村長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (4) 青森県知事または東通村長から原災法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

下北地域広域行政事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、むつ警察署、野辺地警察署、八戸海上保安部、その他関係機関とは平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

4. 青森県内の原子力事業者との連携

青森県内の原子力事業者と平常時から協調し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

5. 原子力緊急事態支援組織との連携

- (1) 社長は、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-11に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。
 - a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等
 - b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保守要領、点検記録の保管
 - c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保管方法、保管場所
- (2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員を定期的

に派遣し，遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を修得させ，原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

第 10 節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は，平常時より，発電所の周辺住民に対し，国，地方公共団体と協調して次に掲げる内容について，正しい知識の普及・啓発を行うとともに相互理解に努めるものとする。

1. 放射性物質および放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 警戒事象の通報および連絡

1. 通報・連絡の実施

原子力防災管理者は、別表2-1の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、様式7に定める通報様式に必要な事項を記入し、直ちに原子力規制委員会、青森県、東通村、その他の別図2-5に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

なお、同時に複数の通報および連絡を行う場合は、別表2-2および別表2-3の事象の発生の通報および連絡を優先して実施する。

2. 警戒対策体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急体制の区分」に基づき、直ちに警戒対策体制を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、警戒対策体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。
- (3) 本店原子力部長は、原子力防災管理者から1.に係る発電所警戒対策体制の発令の報告を受けたときは、本店に警戒対策体制を発令する。
- (4) 原子力防災管理者および本店原子力部長は、警戒対策体制発令後、警戒対策要員および本店警戒対策要員を非常召集する。
- (5) 原子力防災管理者および本店原子力部長は、発電所および本店に警戒対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集および提供

- (1) 発電所警戒対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所警戒対策本部長に報告する。
 - a. 事故の発生時刻および場所
 - b. 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
 - c. 被ばくおよび障害等人身災害に係る状況
 - d. 発電所敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果
 - e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
 - f. 気象状況
 - g. 収束の見通し
 - h. その他必要と認める事項
- (2) 発電所警戒対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式8

に記載し、別図 2－5 に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。

- (3) 発電所警戒対策本部情報班長は、本章第 1 節から第 3 節に掲げる連絡、通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

発電所警戒対策本部長は、別図 2－5 の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

5. 通話制限

発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限、その他必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 特定事象の通報および連絡

1. 通報・連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表 2－2 または別表 2－3 の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15 分以内を目途として、様式 9 に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、東通村長、その他の別図 2－6 に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事および東通村長に対してはその着信を確認するとともに、その他の別図 2－6 に定める通報先に電話等により連絡する。別表 2－2 または別表 2－3 の事象の発生の通報および連絡後は、別図 2－7 に定める通報先へ通報および連絡する。

また、原子力防災管理者は、別表 2－2 または別表 2－3 に定める事象のうち、事業所外運搬（以下、第 3 章および第 4 章においては、発電所が輸送物の安全性について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）の場合にあっては、当該事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15 分以内を目途として、様式 10 に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図 2－6 に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長に対してはその着信を確認するとともに、その他の別図 2－6 に定める通報先に電話等により連絡する。別表 2－2 または別表 2－3 の事象の発生の通報および連絡後は、別図 2－7 に定める通報先へ通報および連絡する。

なお、同時に複数の通報および連絡を行う場合は、別表 2－3 の事象の発生の通報および連絡を優先して実施する。

- (2) 原子力防災管理者は、原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事および東通村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原災法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2. 第1緊急体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の別表2-2の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急体制の区分」に基づき、直ちに第1緊急体制を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、第1緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。
- (3) 社長は、本店原子力部長から発電所第1緊急体制の発令の報告を受けたときは、本店に第1緊急体制を発令する。
- (4) 原子力防災管理者および本店総務部長は、第1緊急体制発令後、副原子力防災管理者、原子力防災要員および緊急時対策要員を非常召集する。
- (5) 原子力防災管理者および社長は、発電所および本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。
- (6) 発電所内の事象である場合には、発電所対策本部情報班長は、別表3-1に示す伝送データが国に伝送されていることを確認する。

3. 情報の収集および提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに前節「情報の収集および提供」に掲げる事項を調査し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。
- (2) 発電所対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式11または様式12に記載し、別図2-7に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。
- (3) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる連絡、通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

発電所対策本部長は、別図2-7の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

5. 通話制限

発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限、その他必要な措置を講ずるものとする。

第3節 応急措置の実施

1. 警備および避難誘導

(1) 避難場所等の指定

発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所および避難経路等の必要な事項を指定する。また、各集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下「避難誘導員」という。）の配置を指定する。

(2) 避難の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送、ページング等により指定する避難場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力してバス等による輸送もしくは避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部情報班長は、その旨を直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、東通村長、その他の別図2-7に定める連絡先に連絡する。

なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

(4) 車両の使用禁止

発電所対策本部総務班長は、緊急体制発令下においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用禁止を関係者に周知する。

2. 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データおよび緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

3. 原子力災害医療

(1) 救助活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに搬送する。

(2) 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長および関係者と協力して別図2-12に定める発電所内の応急処置施設に搬送し、応急処置および除染等の措置を

講ずるとともに、医療機関への搬送および治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

(3) 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の搬送および治療の依頼を行うときおよび救急隊到着時に、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊等に伝達する。

なお、負傷者等の搬送時に、必要に応じて、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

(4) 発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康管理等

発電所対策本部長は、副原子力防災管理者および原子力防災要員の疲弊を防止し、防災業務を円滑に行うために、できる限り早期に、活動期間および交替時期を明確にする。また、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康診断および健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。

4. 消火活動

発電所対策本部保修班長は、火災を伴う場合、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

発電所対策本部放射線管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じて所内放送、ページング等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放射線管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

6. 防護措置および線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する要員に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を定め、指示するとともに、発電所対策本部総務班長は必要に応じて別表 3-2 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。また、発電所対策本部放射線管理班長は、発電所避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

7. 広報活動

(1) 発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、報道機関が発電所または本店に取材に来訪した場合、その状況に応じて発電所周辺および本店に事業者プレスセンターを開設する。

a. 現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性があると判断した場合、プレス発表は、別に指定する場所で行う。

b. オフサイトセンターで原子力災害合同協議会の運営が開始された場合、プレス発表は、オフサイトセンターのプレスルームで行う。

(2) 発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等、公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路により関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設および設備の整備ならびに点検

発電所対策本部発電管理班長は、中央制御室の計器等による監視および可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、措置の内容および実施担当者を明確にした上で、応急復旧計画を策定し、発電所対策本部保修班長は、当該計画に基づき復旧対策を実施する。

(3) 原子力規制委員会からの命令に対する措置

発電所対策本部長は、原子力規制委員会から原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について命令があった場合は、適切に対応する。

9. 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置

発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

(1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。

(2) 発電所対策本部発電管理班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性および運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。

(3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。

(4) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。

(5) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達および輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材、その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部資材班長に必要とする資機材の調達および輸送を要請する。

1 1. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所対策本部長および本店対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣するとともに、事象の状況を踏まえ、運搬を受託した者等に、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる措置を実施させ、また、最寄りの消防機関、警察機関および海上保安部署との協力を図り、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染および漏えいの拡大防止ならびに汚染除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2. 応急措置の実施報告

発電所対策本部情報班長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式 1 1 に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、東通村長、その他の別図 2-7 に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。

ただし、発電所対策本部情報班長は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、応急措置を実施した場合、様式 1 2 に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図 2-7 に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。

1 3. 原子力防災要員の派遣等

(1) オフサイトセンター等への派遣

発電所対策本部長は、原子力防災専門官、その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合および青森県知事または東通村長などから連絡員等の派遣を要請された場合、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに青森県知事、東通村長、その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策等が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 3-3 に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) オフサイトセンターの設営準備助勢
- (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (c) 報道機関への情報提供
- (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力および調整

(e) 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

b. 緊急時モニタリング，汚染検査および汚染除去に関する事項

(a) 緊急時モニタリング

(b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

(c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定

(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

本店対策本部原子力班長は，国の関係機関から，原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制をとる旨の情報を入手した場合，東京支社長に対応要員の派遣を依頼する。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は，次に掲げる事項を実施するための拠点として，原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合，あらかじめ選定した別表2-9の候補の中から適切な拠点を指定し，緊急時対策要員およびその他必要な要員の派遣，資機材の輸送を，陸路を原則として実施する。

なお，原子力事業所災害対策支援拠点は，複数の拠点により必要な広さを確保して業務を分散させる。また，放射線管理業務を行う拠点については，警戒区域の設定範囲内の適切な場所を選定する。

a. 発電所への物資および要員の輸送

b. 輸送等に付随する放射線管理および警戒区域の入退域管理

1 4. 他の原子力事業所等への応援要請

(1) 青森県内の原子力事業所への応援要請

発電所対策本部長は，青森県内の原子力事業者からの応援を必要とするときは，「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき，青森県内の事業所に協力を要請する。

(2) 青森県外の原子力事業所等への応援要請

発電所対策本部長は，女川原子力発電所，青森県外の原子力事業者，原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは，本店対策本部長に要請する。これを受けて，本店対策本部長は，女川原子力発電所，他の原子力事業者，原子力緊急事態支援組織に協力を要請する。

1 5. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣

本店対策本部長は，原子力災害合同対策協議会への参加，緊急事態応急対策についての相互の協力および調整を円滑に進めるために，本店対策本部副本部長または本店対策本部委員（取締役に限る。）をオフサイトセンターに派遣する。

16. 損害賠償に係る被災者相談窓口等の開設

本店対策本部長は、相談窓口等を開設する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備する。

第4節 緊急事態応急対策

1. 第2緊急体制の発令

- (1) 発電所対策本部長は、別表2-3に定める状態に至った場合、発電所対策本部情報班長を経由して、様式9または様式10に所定の事項を記入して、直ちに別図2-7に示す箇所に連絡するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は、この連絡を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2緊急体制を発令する。
- (3) 発電所対策本部長は、別図2-7および別図2-8に定める連絡経路に基づき、本店対策本部長、その他必要な箇所に第2緊急体制を発令した旨を連絡する。
- (4) 本店対策本部長は、発電所対策本部長より第2緊急体制発令の報告を受けた場合、本店における第2緊急体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密にとる。
また、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、青森県知事または東通村長から、原子力緊急事態の状況および緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長および本店対策本部長は、この計画第3章第3節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長および本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

第4章 原子力災害中長期対策

発電所対策本部長（緊急体制解除以降は原子力防災管理者。以降本章において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害中長期対策を実施する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

（1）発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事および東通村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

また、復旧計画については、むつ市長、横浜町長、六ヶ所村長および野辺地町長へ連絡を行う。

- a. 原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握
- b. 原子炉施設の除染の実施
- c. 原子炉施設損傷部の修理および改造の実施
- d. 放射性物質の追加放出の防止
- e. 復旧対策の実施工程および実施担当者 等

（2）発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、青森県知事または東通村長から原子力災害中長期対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康管理

発電所対策本部総務班長は、この計画第3章第3節3.「原子力災害医療」に示す発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康診断および健康相談について、継続して実施する。

3. 緊急体制の解除

発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急体制を解除した場合、その旨を別図2-7に定める連絡経路により報告する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

1. オフサイトセンター等への派遣

- (1) 発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに青森県知事、東通村長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4-1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。
 - a. 広報活動に関する事項
 - (a) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
 - (b) 報道機関への情報提供
 - b. 緊急時モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項
 - (a) 緊急時モニタリング
 - (b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
 - (c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (2) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密にとる。また、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (3) 派遣された原子力防災要員等は、原子力災害合同対策協議会または派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

第3節 事業所外運搬事故後における対策

発電所対策本部長および本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、原子力施設における原子力災害中長期対策に準じた対策を主体的に講ずる。

第5章 その他

第1節 女川原子力発電所への協力

原子力防災管理者は、当社女川原子力発電所で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、本店原子力部長からの要請に応じ、当社女川原子力発電所が実施する緊急事態応急対策等および原子力災害中長期対策を支援するため、別図5－1に示す支援本部を設置し、本店対策本部と連携し、別表5－1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

第2節 他の原子力事業者への協力

1. 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づく協力

青森県内の原子力関連事業所において原災法に定める事象が発生した場合、原子力防災管理者は、「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」に基づき、当該事業所からの協力要請に応じた原子力防災資機材の貸与など当該事象への対応に必要な協力活動を行う。

2. 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力

他の原子力事業者の原子力事業所または事業所外運搬において原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、原子力防災管理者は、本店原子力部長からの要請に応じ、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策等および原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる緊急時モニタリング、避難退域時検査および除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について、別表5－2に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な協力を行う。

- （1）緊急時モニタリング
- （2）身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- （3）住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- （4）放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、社長は、国内の原子力事業所および事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

図表集

図表集

別図 2－1	警戒対策組織の業務分掌	1
別図 2－2	本店警戒対策組織の業務分掌	2
別図 2－3	原子力防災組織の業務分掌	3
別図 2－4	本店原子力防災組織の業務分掌	4
別図 2－5	警戒事象発生時の通報経路	6
別図 2－6	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路	7
別図 2－7	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路	9
別図 2－8	緊急体制発令後の社内の伝達経路	11
別図 2－9	発電所の緊急体制発令と対策要員の非常召集連絡経路	12
別図 2－10	本店の緊急体制発令と対策要員の非常召集連絡経路	13
別図 2－11	発電所敷地周辺の放射線測定設備の配置	14
別図 2－12	発電所内の緊急時対策所と応急処置施設等	15
別図 2－13	発電所敷地内の集合場所と避難場所	16
別図 2－14	シビアアクシデント対策等に関する主な資機材	17
別図 2－15	原子力事業所災害対策支援拠点の位置	18
別図 3－1	公表内容の伝達経路	19
別図 5－1	女川原子力発電所支援本部の業務分掌	20

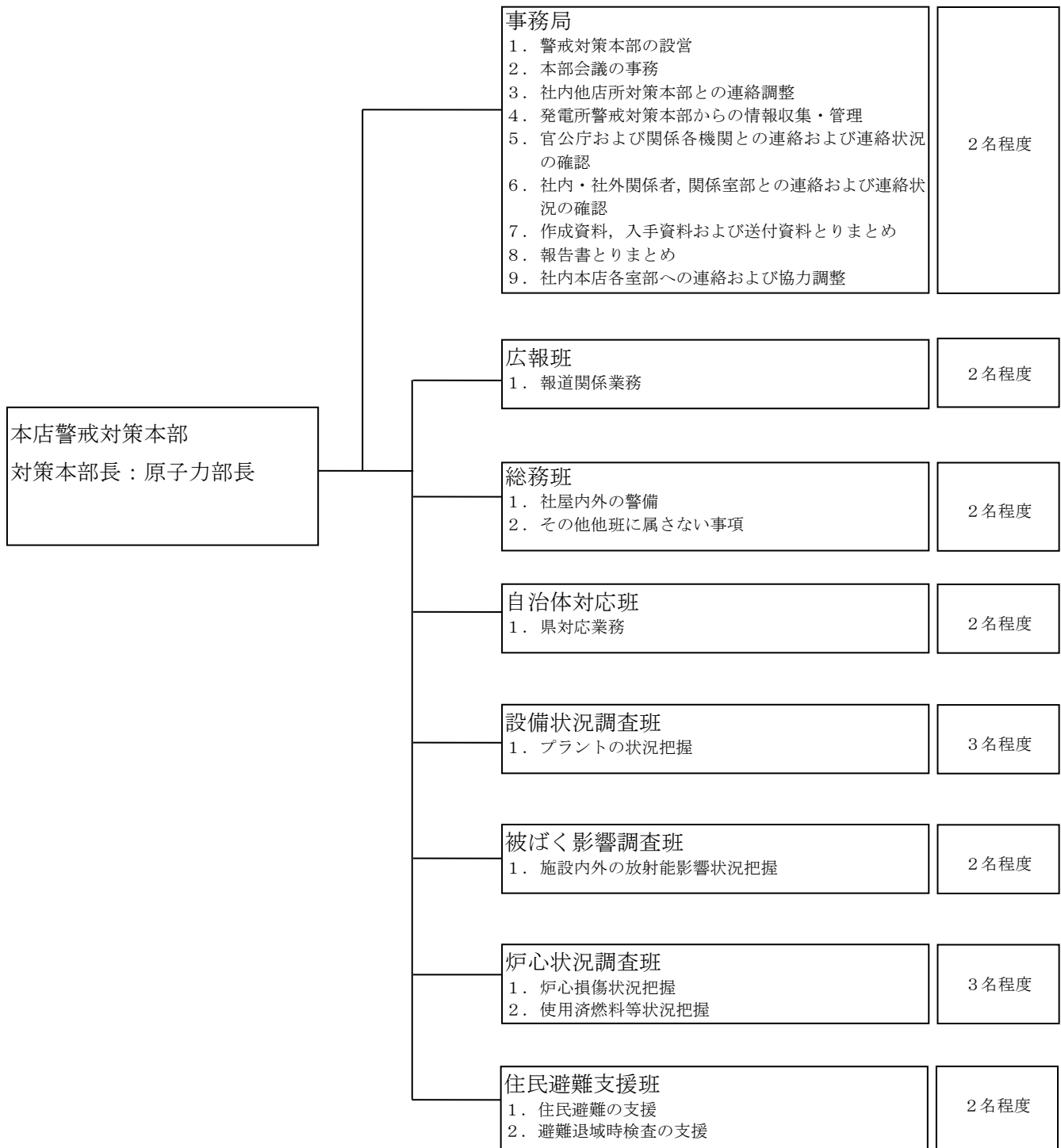
別表 2－1	警戒事象発生の通報基準	2 1
別表 2－2	原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項に基づく通報基準	2 7
別表 2－3	原子力災害対策特別措置法第 1 5 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準	4 0
別表 2－4	原子力防災要員の職務と配置	4 8
別表 2－5	原子力防災管理者の代行順位	4 9
別表 2－6	原子力防災資機材	5 0
別表 2－7	原子力防災資機材以外の資機材	5 2
別表 2－8	原子力災害対策活動で使用する資料	5 5
別表 2－9	原子力災害対策活動で使用する施設	5 6
別表 2－1 0	訓練の内容	5 8
別表 2－1 1	電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織	5 9
別表 3－1	伝送データ項目	6 1
別表 3－2	原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準	6 3
別表 3－3	緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与	6 4
別表 4－1	原子力災害中長期対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与	6 5
別表 5－1	女川原子力発電所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与	6 6
別表 5－2	他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与	6 7
別表 6	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	6 8
(参考)	原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針を踏まえた通報事象一覧	6 9

別図 2 - 1 警戒対策組織の業務分掌

発電所警戒対策本部 18名程度 対策本部長：原子力防災管理者 (発電所長) 副本部長 本部付		情報班 1. 警戒対策体制の設営 2. 指令・連絡等の集約および立案 3. 災害連絡用電話回線の構成 4. 本店との連絡調整 5. 官公庁および関係各所との連絡および連絡状況の確認 6. 気象情報、被害状況、指令等の社内伝達 7. 作成資料、入手資料および送付資料とりまとめ 8. 報告書とりまとめ 9. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 10. その他必要事項	2名程度
		総務班*1 1. 対策本部要員への連絡、動員および対策本部の設営 2. 発電所構内、構外の警備 3. 物的防護施設の運用 4. 車両の総合運用 5. 避難場所の指定・要請 6. 従業員の被災状況の調査 7. 被災者の収容および救護、原子力災害医療対策の実施 8. 動員者（応援者含）の給食の調達および宿舍の手配 9. 作業用被服等の調達 10. 事務所等の環境衛生対策 11. 被災備品の調査および修理 12. 土地・建物（社宅含）の被害調査および復旧計画 13. 復旧活動従業員の安全対策 14. 工事請負付託 15. 復旧等に関連する渉外活動 16. 道路交通情報の収集 17. 労働組合関係 18. 他の原子力事業者からの応援者との連絡・総括 19. その他他班に属さない事項	2名程度
		広報班 1. 報道対応 2. 地域対応業務（関係市町村対応含） 3. 事故事象に関する広報	2名程度
		技術班 1. 技術課関係設備の被害状況の把握 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 事故事象に関する情報の収集 4. その他技術関係で他班に属さない事項	2名程度
		放射線管理班*1 1. 放射線管理課関係設備の被害状況の把握 2. プラント内の放射能の状況調査および評価 3. 環境への放射能の状況調査および評価 4. モニタリングポストのデータ評価 5. 被ばく管理・除染管理 6. 除染作業の指示 7. 気象情報の収集 8. 保護具、防護具類の補給、維持 9. その他影響評価に係る事項	2名程度
		保修班*1 1. 保修関係設備の状況の把握 2. 現場状況の確認 3. 調査方針の立案 4. 原因の究明 5. 応急復旧対策および復旧計画 6. 放射線管理班からの指示による除染作業 7. 通信連絡設備の確保 8. 電気通信事業者回線その他社外非常通信設備の利用対策 9. 火災を伴う場合の消火活動 10. その他調査復旧に係る事項	5名程度
		発電管理班 1. 事故状況の把握 2. 施設設備の整備および点検 3. 発電管理課関係設備の被害状況の把握 4. 事故拡大防止に必要な運転上の措置	2名程度

*1 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の業務の一部を委託する場合については別表6に示す。

別図 2－2 本店警戒対策組織の業務分掌



別図 2-3 原子力防災組織の業務分掌

発電所対策本部 １８名程度 本部長：原子力防災管理者 （発電所長） 副本部長 本部付	情報班*¹ 1. 発電所対策本部の事務 2. 指令・連絡等の集約および立案 3. 災害連絡用電話回線の構成 4. 放射性物質による被害状況の把握および設備の被害と復旧状況の把握 5. 官公庁および関係各機関との通報・連絡 6. 気象情報，被害状況，指令等の社内伝達 7. 原子力災害合同対策協議会における情報の交換 8. 内閣総理大臣，原子力規制委員会，関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 9. 原子力災害合同対策協議会における緊急事態応急対策についての相互協力	2名程度
	総務班*² 1. 対策本部要員への連絡，動員および対策本部の設営 2. 発電所構内，構外の警備 3. 物的防護施設の運用 4. 車両の総合運用 5. 避難場所の指定・要請 6. 従業員の被災状況の調査 7. 被災者の収容および救護，原子力災害医療対策の実施 8. 動員者（応援者含）の給食の調達および宿舎の手配 9. 作業用被服等の調達 10. 事務所等の環境衛生対策 11. 被災備品の調査および修理 12. 土地・建物（社宅含）の被害調査および復旧計画 13. 復旧活動従業員の安全対策 14. 工事請負付託 15. 復旧等に関連する渉外活動 16. 道路交通情報の収集 17. 労働組合関係 18. 他の原子力事業者からの応援者との連絡・総括 19. その他他班に属さない事項	2名程度
	広報班 1. 報道関係対応 2. 地域対応（関係市町村対応含） 3. 事故事象に関する広報	2名程度
	技術班*¹ 1. 技術課関係設備の被害状況の把握 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 事故事象に関する情報の収集 4. その他技術関係で他班に属さない事項	2名程度
	放射線管理班*^{1, 2} 1. 放射線管理課関係設備の被害状況の把握 2. 事故の影響範囲の評価 3. 気象情報の収集・公衆被ばく予想計画 4. 被ばく管理・除染管理 5. 除染作業の指示 6. 保護具，防護具類の補給，維持	2名程度
	保修班*^{1, 2} 1. 保修関係課関係設備の被害状況の把握 2. 応急復旧対策および復旧計画 3. 放射線管理班からの指示による除染作業 4. 通信連絡設備の確保 5. 電気通信事業者回線その他社外非常通信設備の利用対策 6. 復旧要員計画および動員 7. 火災を伴う場合の消火活動 8. 応急の復旧	5名程度
	発電管理班*¹ 1. 事故状況の把握 2. 施設設備の整備および点検 3. 発電管理課関係設備の被害状況の把握 4. 事故拡大防止に必要な運転上の措置	2名程度

(要員数は、緊急時対策所に参集する人数を記載)

- * 1 これら班の班員から遠隔操作ロボットの操作員を任命する。
- * 2 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、防災組織の業務の一部を委託する場合については別表6に示す。

別図 2－4 本店原子力防災組織の業務分掌（1／2）



（要員数は、*2を除き本店対策本部室に参集する人数を記載）

*1 原子力規制庁緊急時対応センター派遣要員（東京支社の要員2名程度）との連絡等を含む。

*2 うち6名は、女川原子力発電所からの派遣要員。

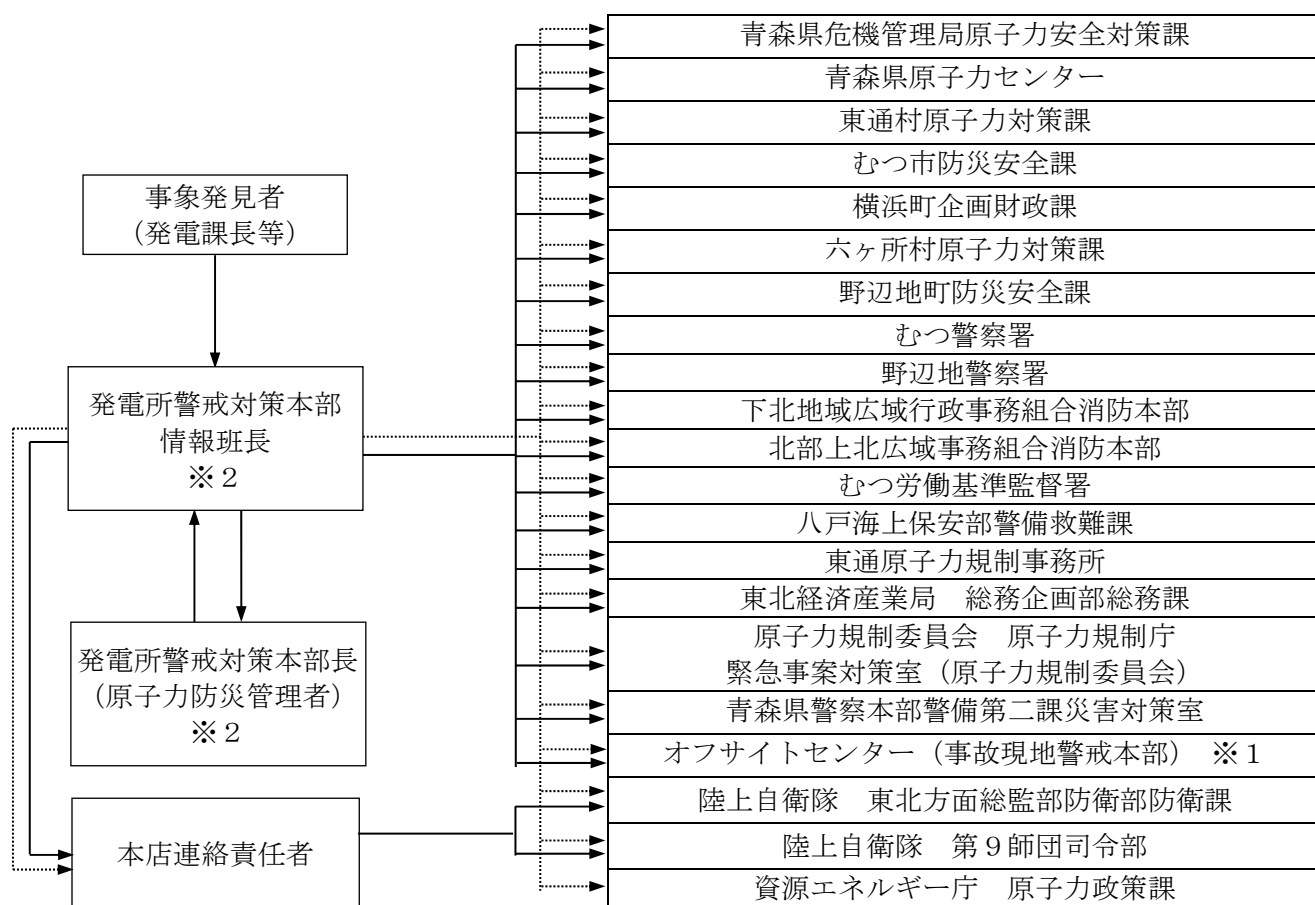
別図 2－4 本店原子力防災組織の業務分掌（2／2）



	経理班 1. 資金の調達および送金 2. 災害時処理会計の指示	3 名程度
	資材班 1. 貯蔵品および工事材料の在庫の確認および被害調査 2. 復旧用資機材の調達，輸送 3. 輸送用機動力の調達，確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付託 6. 他電力の応援（人員，資材）（原子力班が行う他の原子力事業者への応援要請を除く）	5 名程度
	電力システム班 （給電関係） 1. 気象情報等の収集 2. 供給対策 （工務関係） 1. ヘリコプターの確保，運用	1 7 名程度
	土木建築班 1. 土木設備および建物（厚生建物を除く）の被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調達および手配 5. 応援指導	5 名程度
	情報通信班 1. 保安通信回線の確保 2. 電気通信事業者回線および社外非常用通信設備の利用対策	4 名程度
	住民避難支援班 1. 住民避難の支援 2. 避難退域時検査の支援	9 名程度

（要員数は，本店対策本部室に参集する人数を記載）

別図 2－5 警戒事象発生時の通報経路



.....→ : ファクシミリによる送信

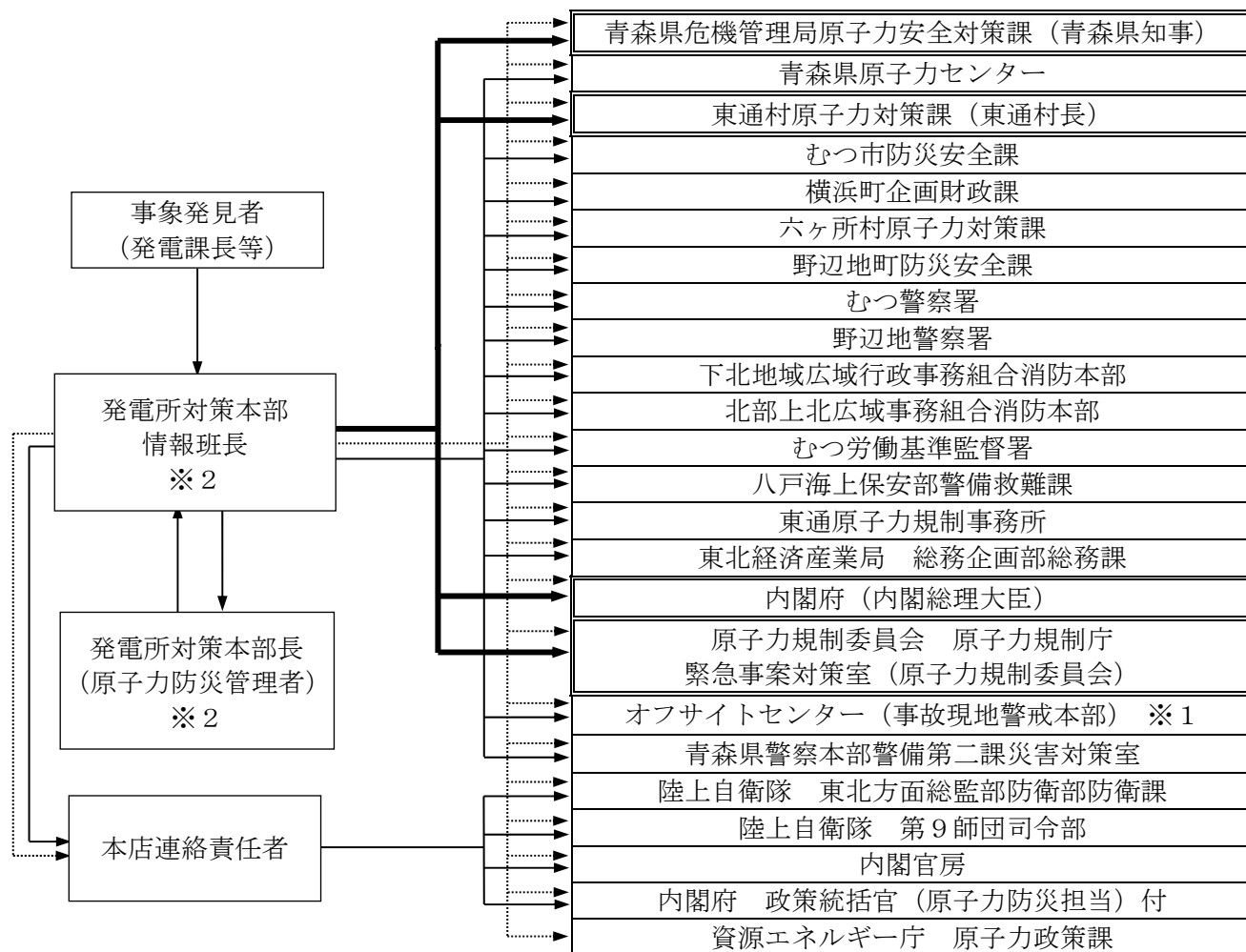
——→ : 電話等による連絡

※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。

※2 : 発電所警戒対策本部を設置していない場合、発電所警戒対策本部情報班長は連絡責任者、発電所警戒対策本部長は原子力防災管理者とする。

別図 2－6 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（1／2）

（1）発電所内での事象発生時の通報経路



 : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先

→ : 電話等によるファクシミリ着信の確認

→ : ファクシミリによる送信

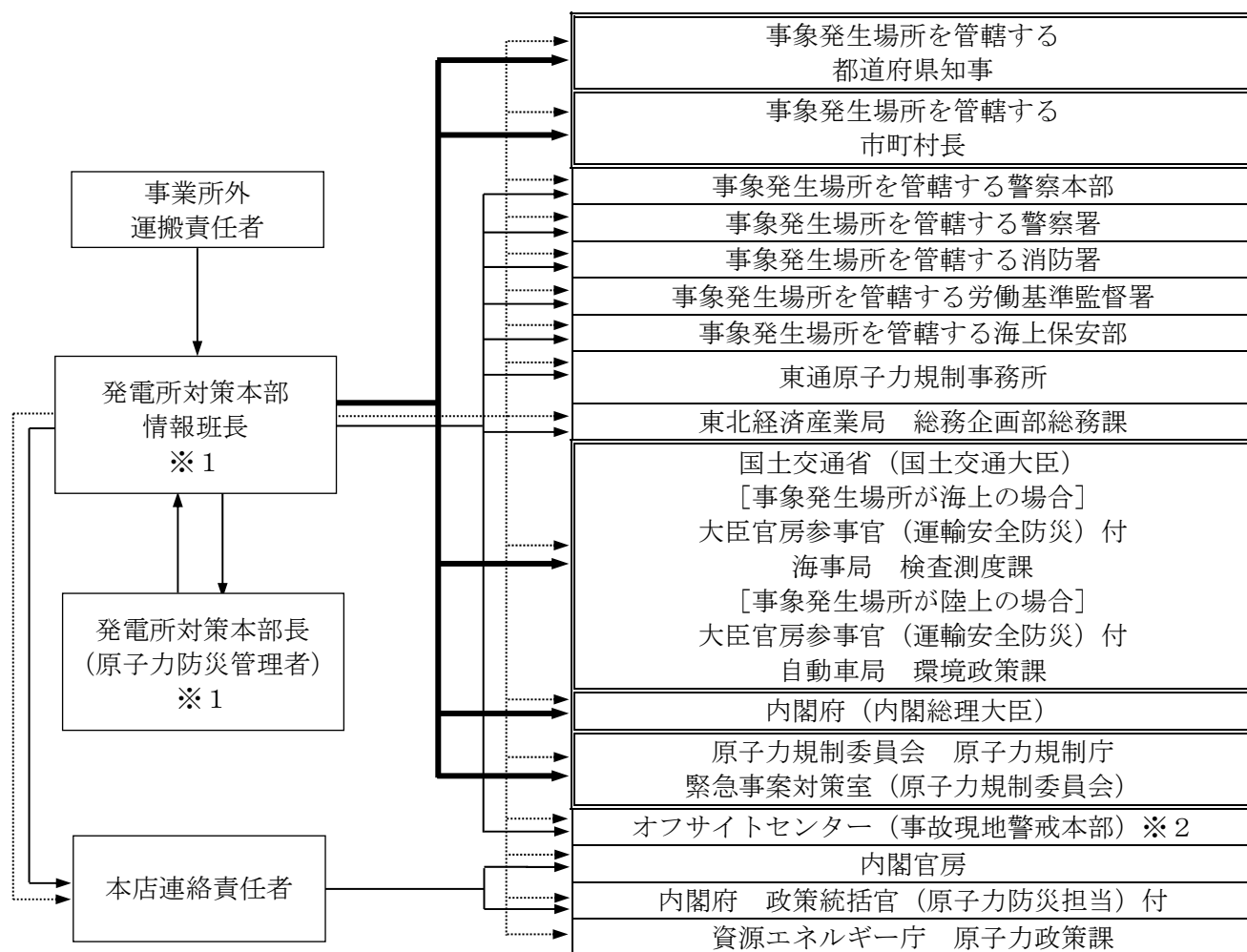
→ : 電話等による連絡

※ 1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。

※ 2 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。

別図 2－6 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（2／2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の通報経路



 : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先

——→ : 電話等によるファクシミリ着信の確認

.....→ : ファクシミリによる送信

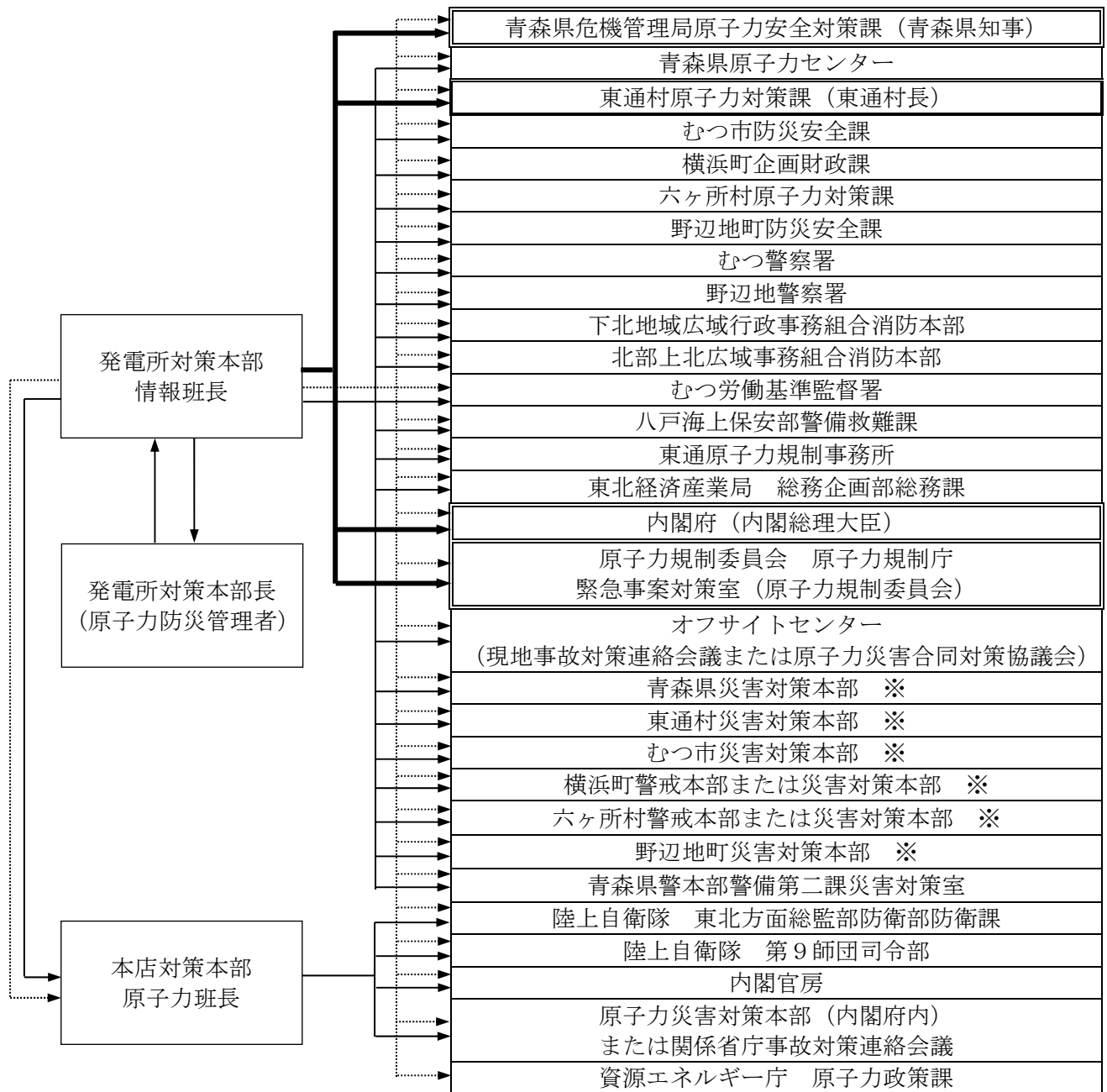
——→ : 電話等による連絡

※ 1 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。

※ 2 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。

別図 2－7 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路（1／2）

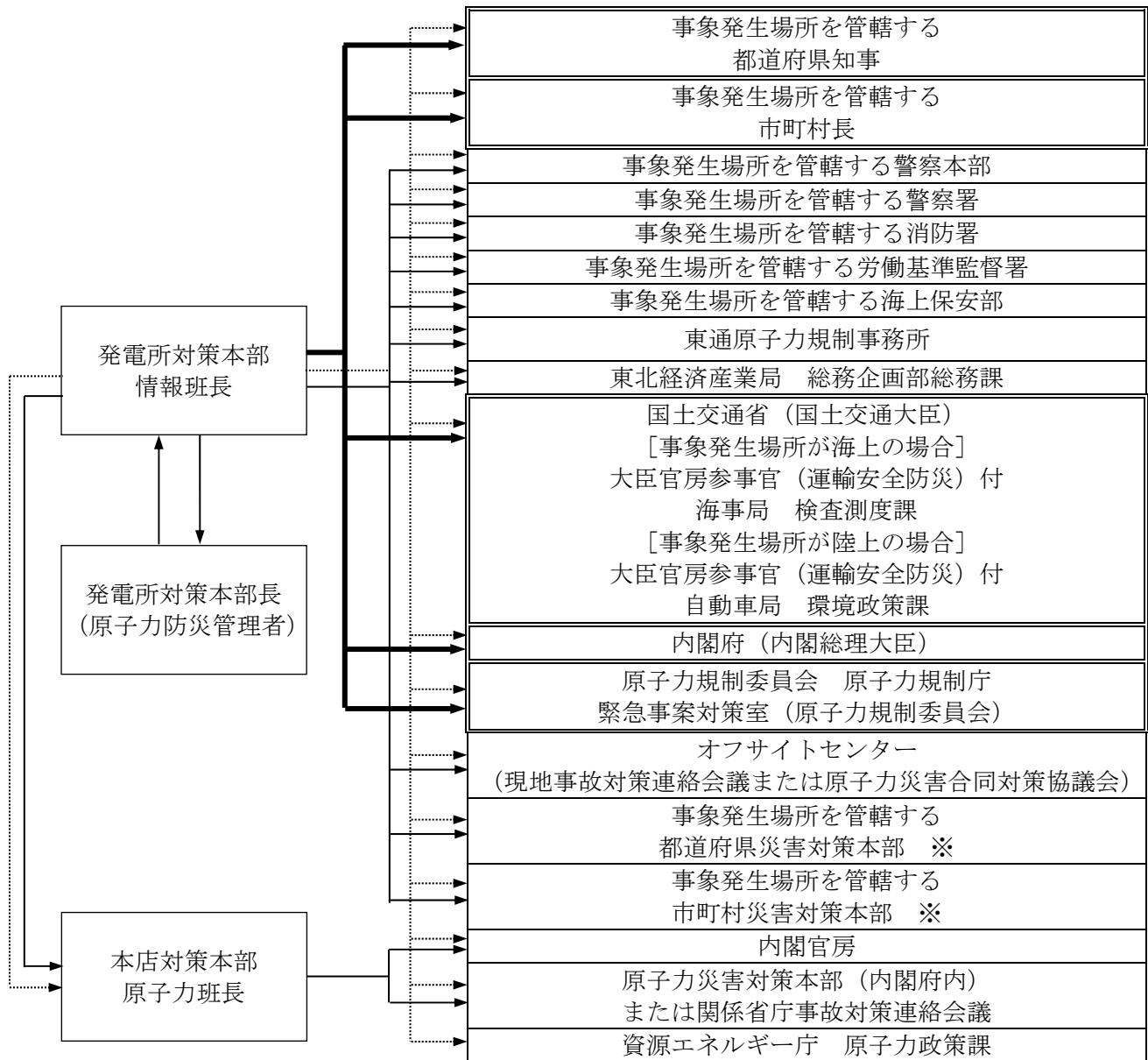
（1）発電所内での事象発生時の連絡経路



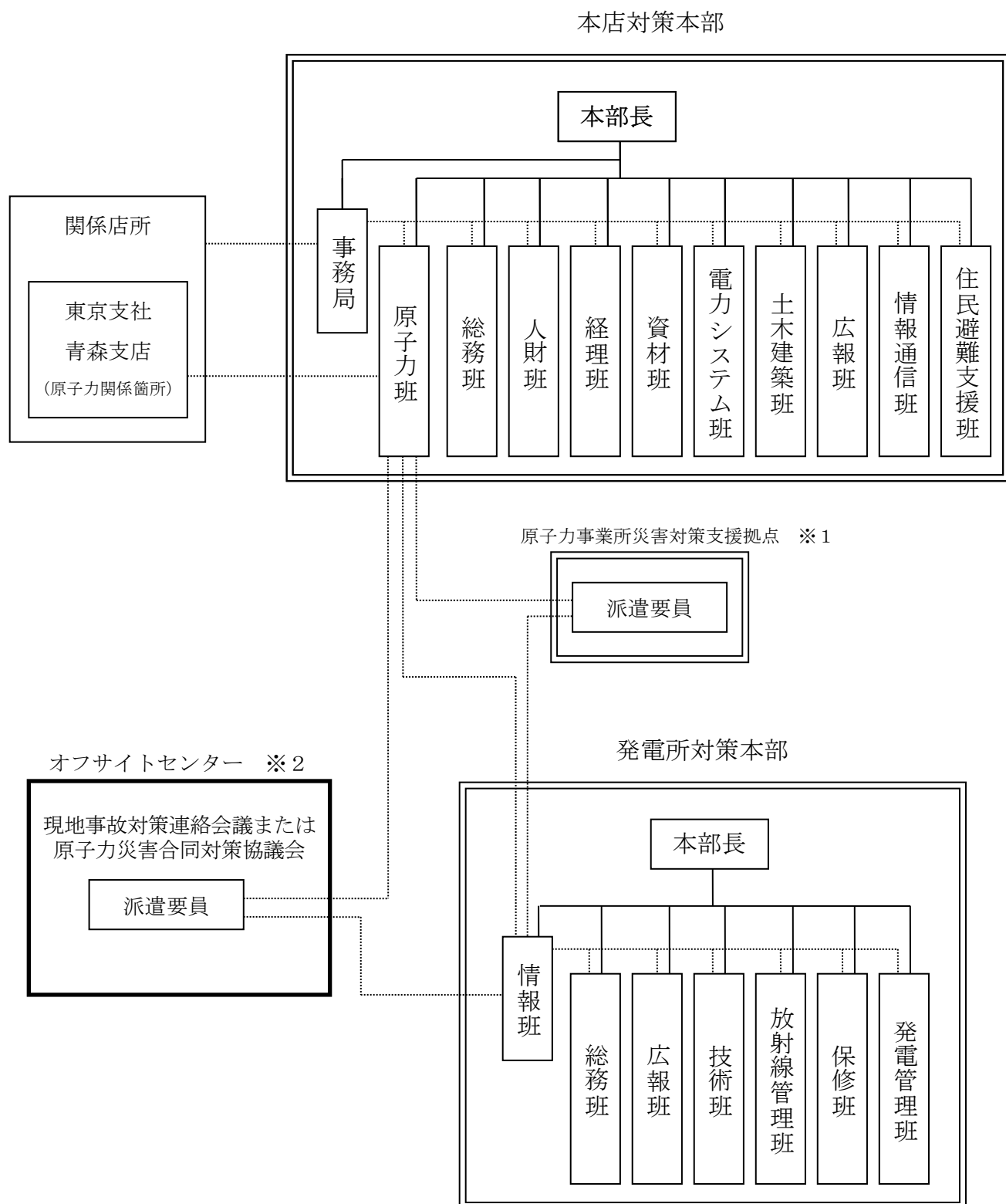
- : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先および
 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の報告先
 : 電話等によるファクシミリ着信の確認
 （原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行う場合に限る。
 それ以外の場合は、電話等による連絡とする。）
 : ファクシミリによる送信
 ——— : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図 2－7 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路（2／2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



別図 2－8 緊急体制発令後の社内の伝達経路



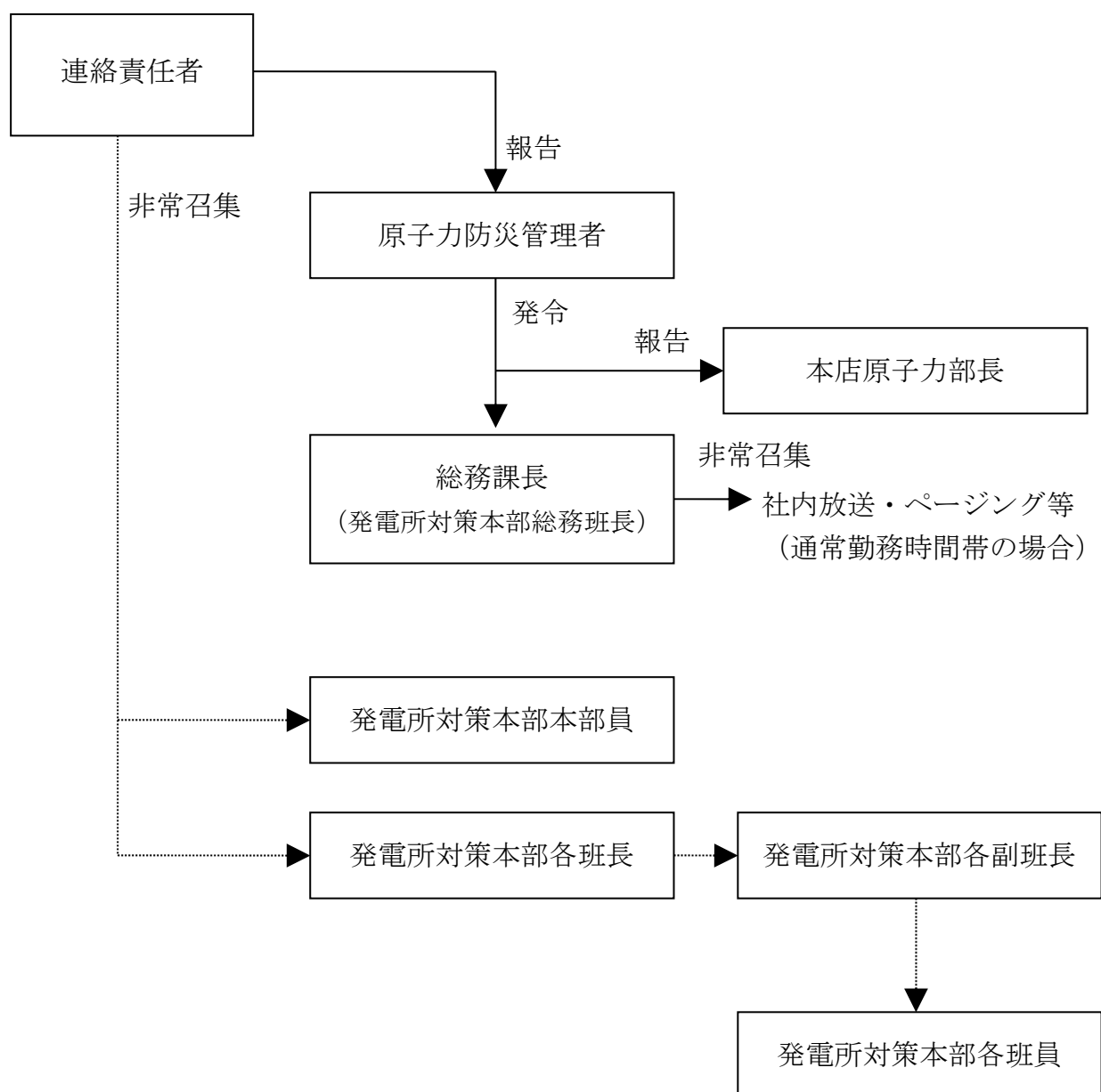
——— : 対策本部内の情報連絡・指示

..... : 情報連絡経路

※1 : 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合

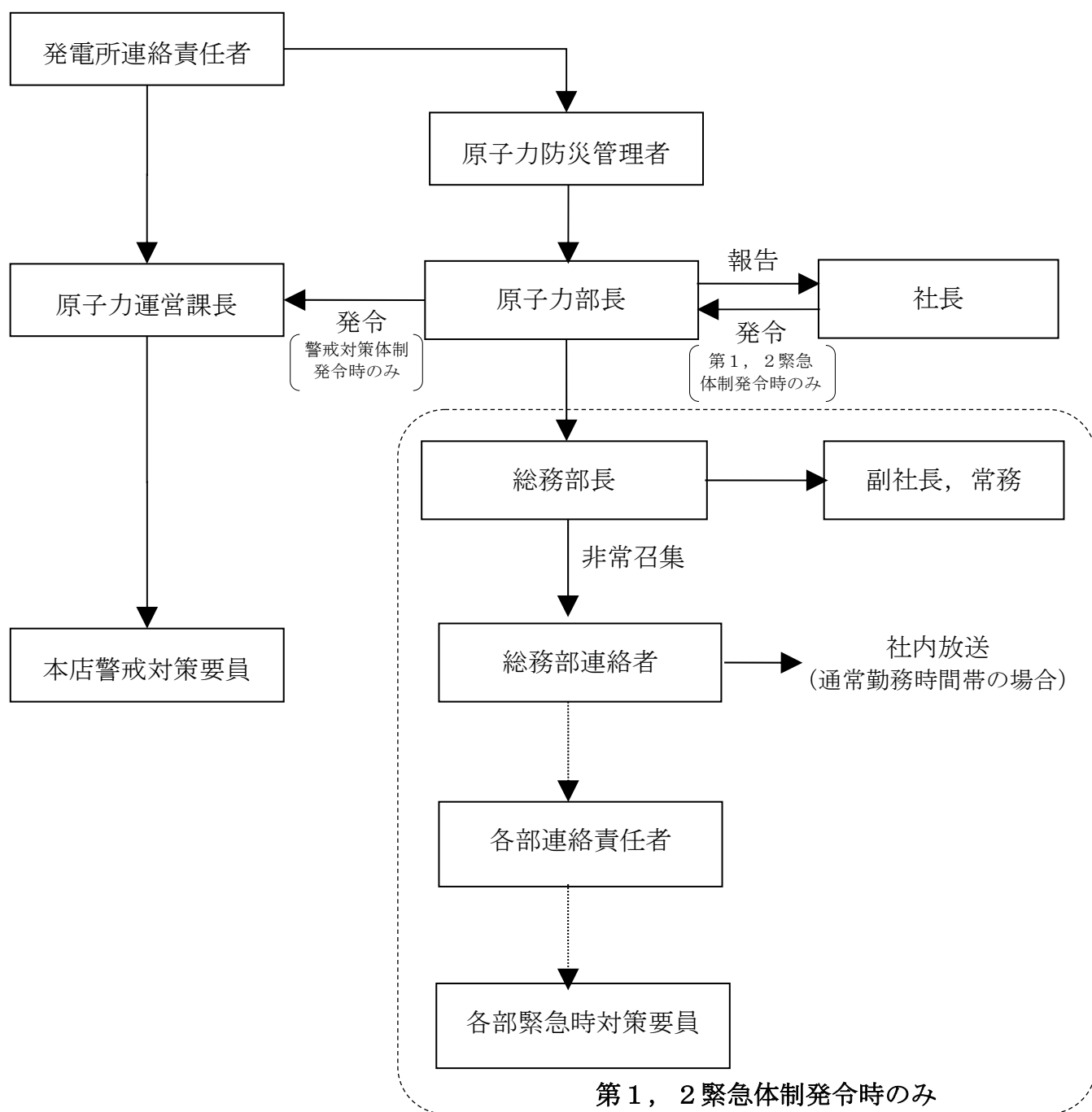
※2 : 災害対策本部等が設置されている場合（設置準備含む）

別図 2－9 発電所の緊急体制発令と対策要員の非常召集連絡経路



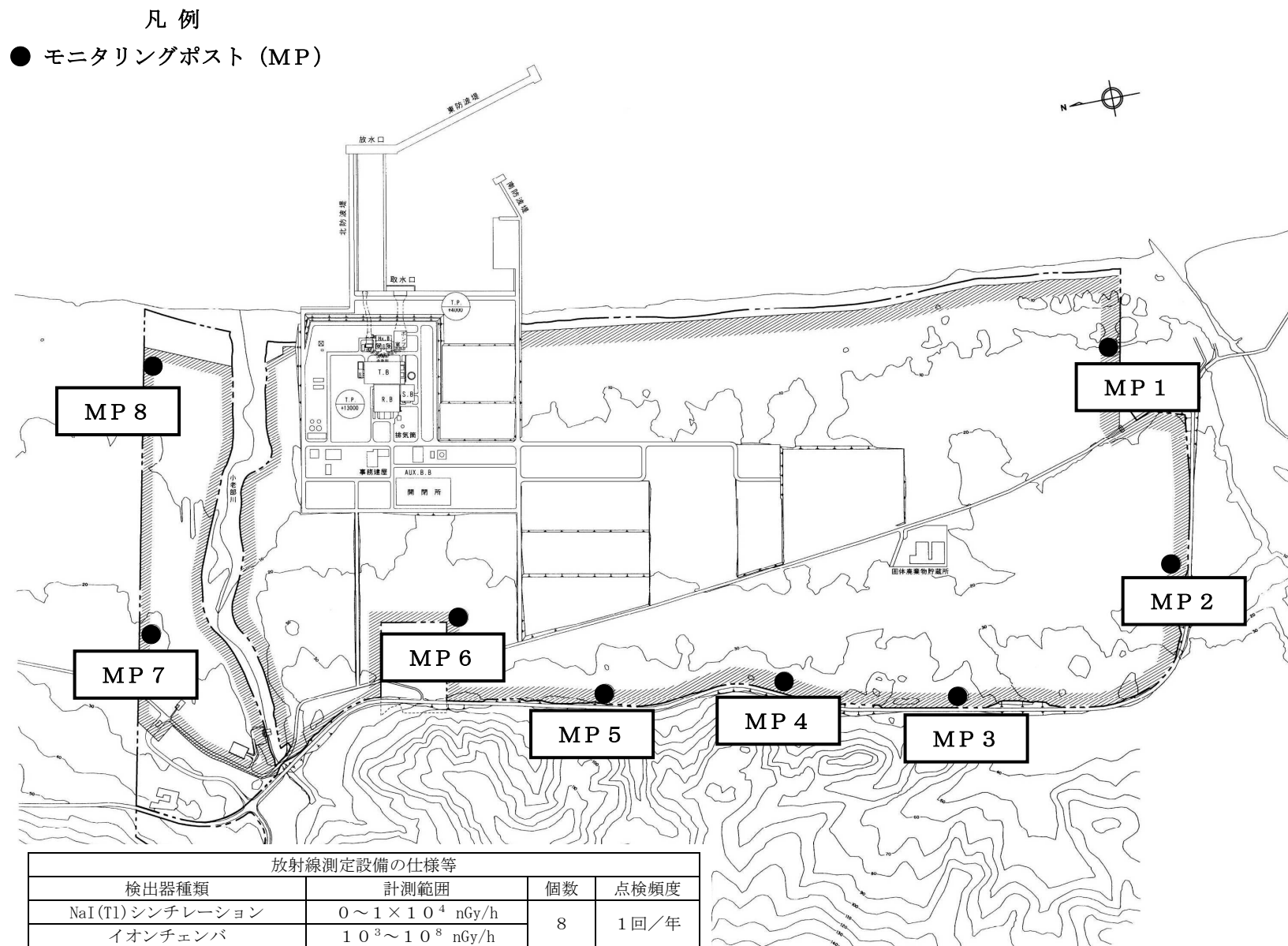
-----> : 通常勤務時間帯以外の時間帯および
社内放送等で召集できない場合に連絡する経路

別図 2－10 本店の緊急体制発令と対策要員の非常召集連絡経路

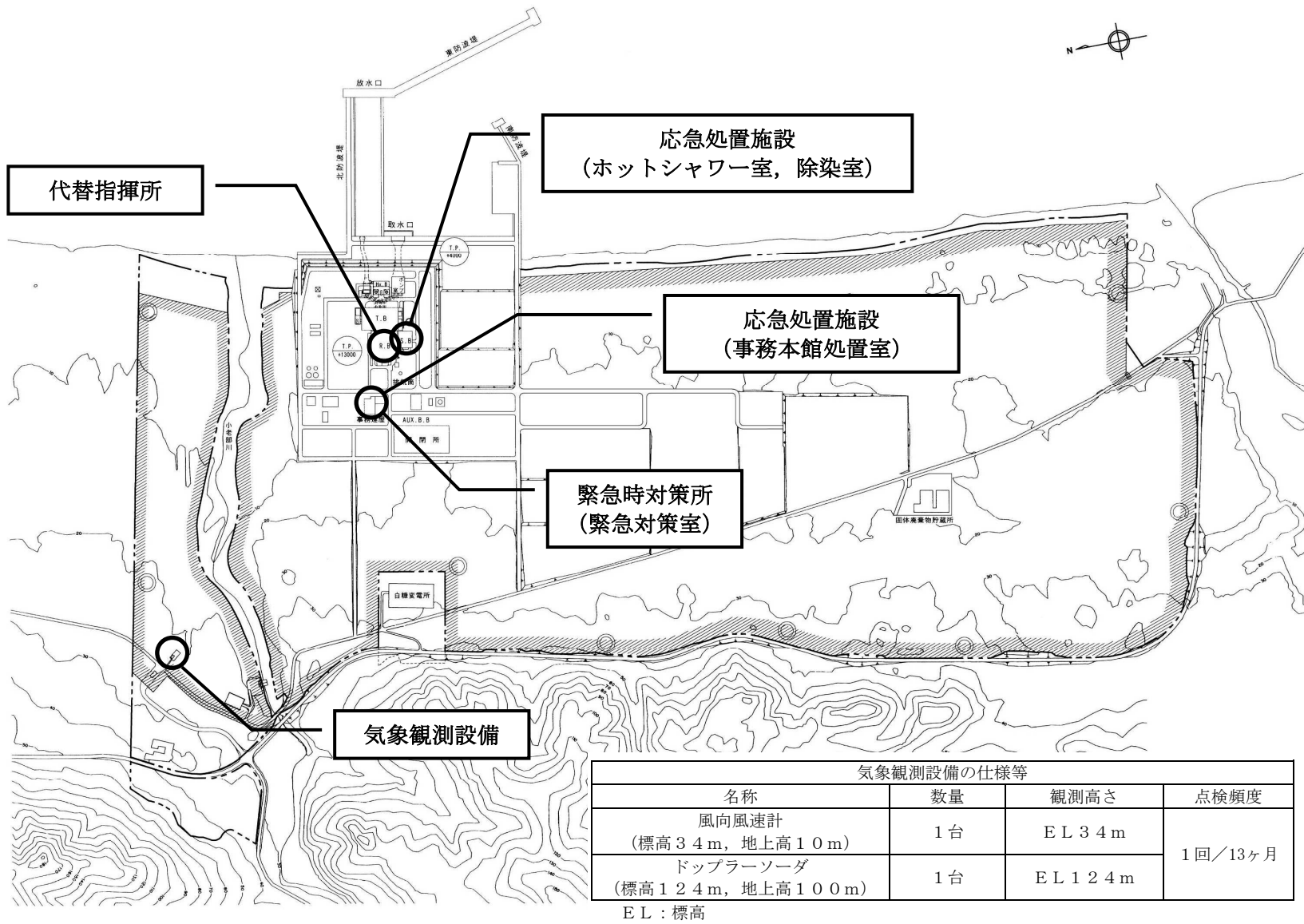


-----▶ : 通常勤務時間帯以外の時間帯および
社内放送等で召集できない場合に連絡する経路

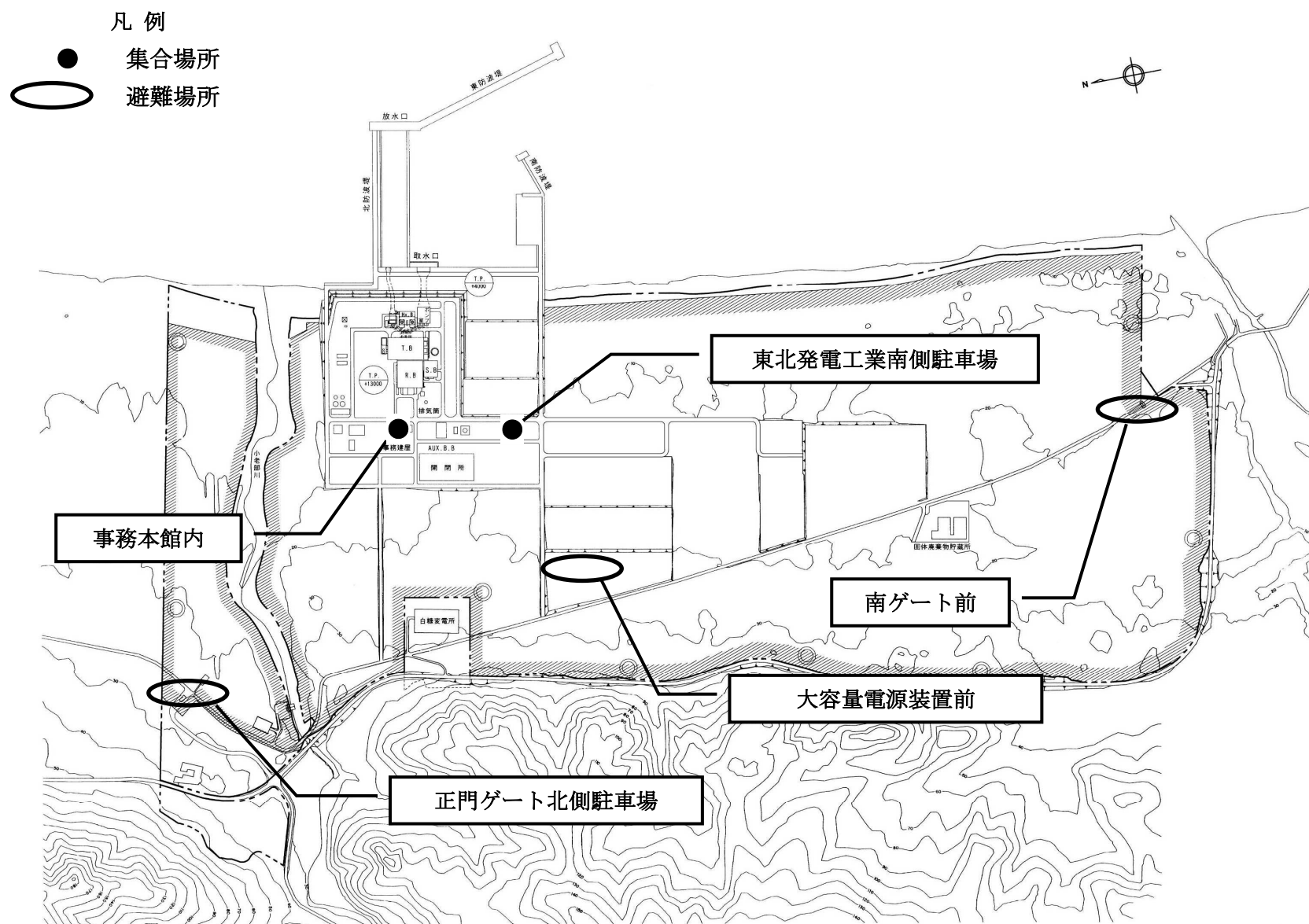
別図 2-1-1 発電所敷地周辺の放射線測定設備の配置



別図 2-12 発電所内の緊急時対策所と応急処置施設等



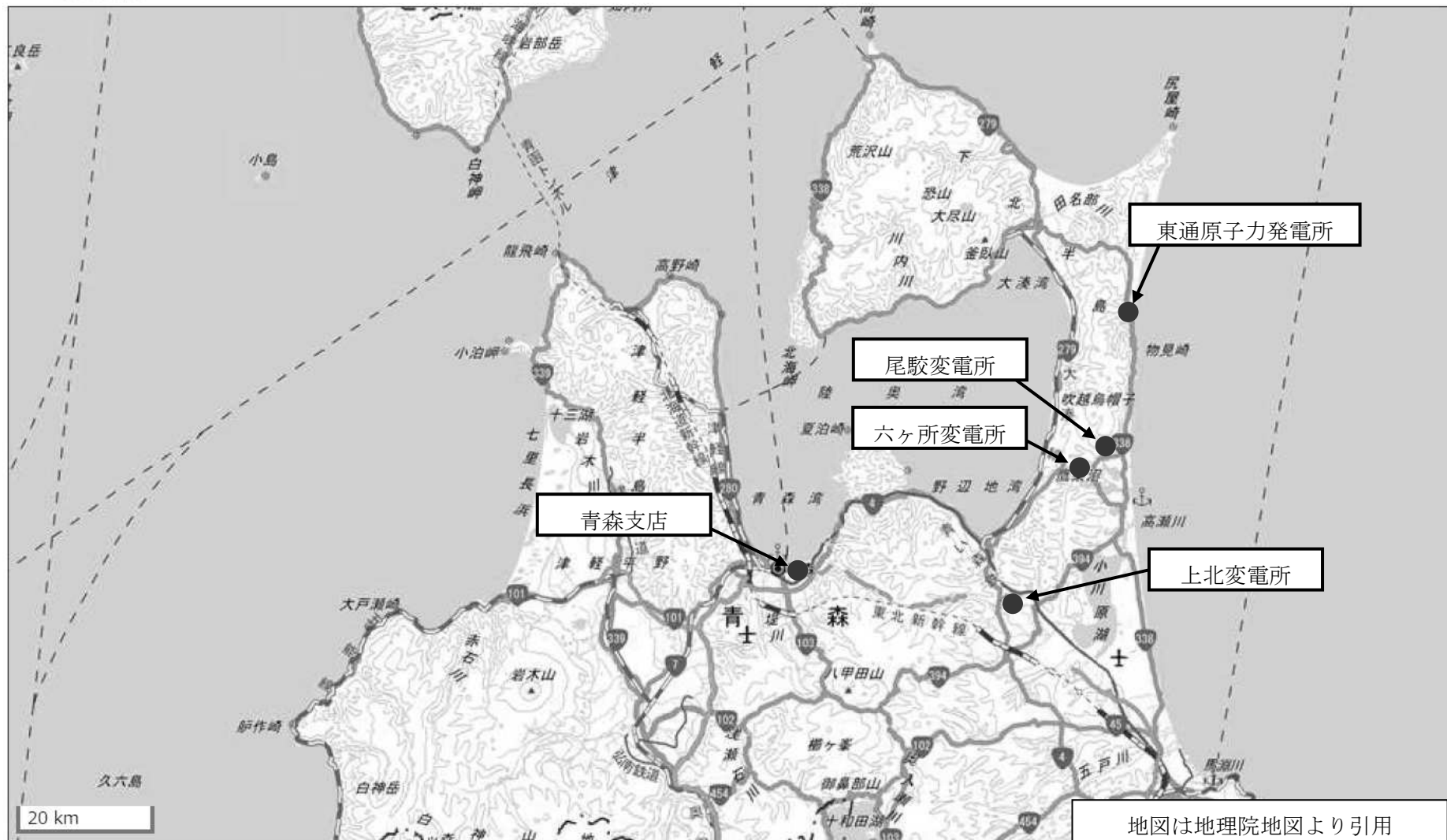
別図 2-13 発電所敷地内の集合場所と避難場所



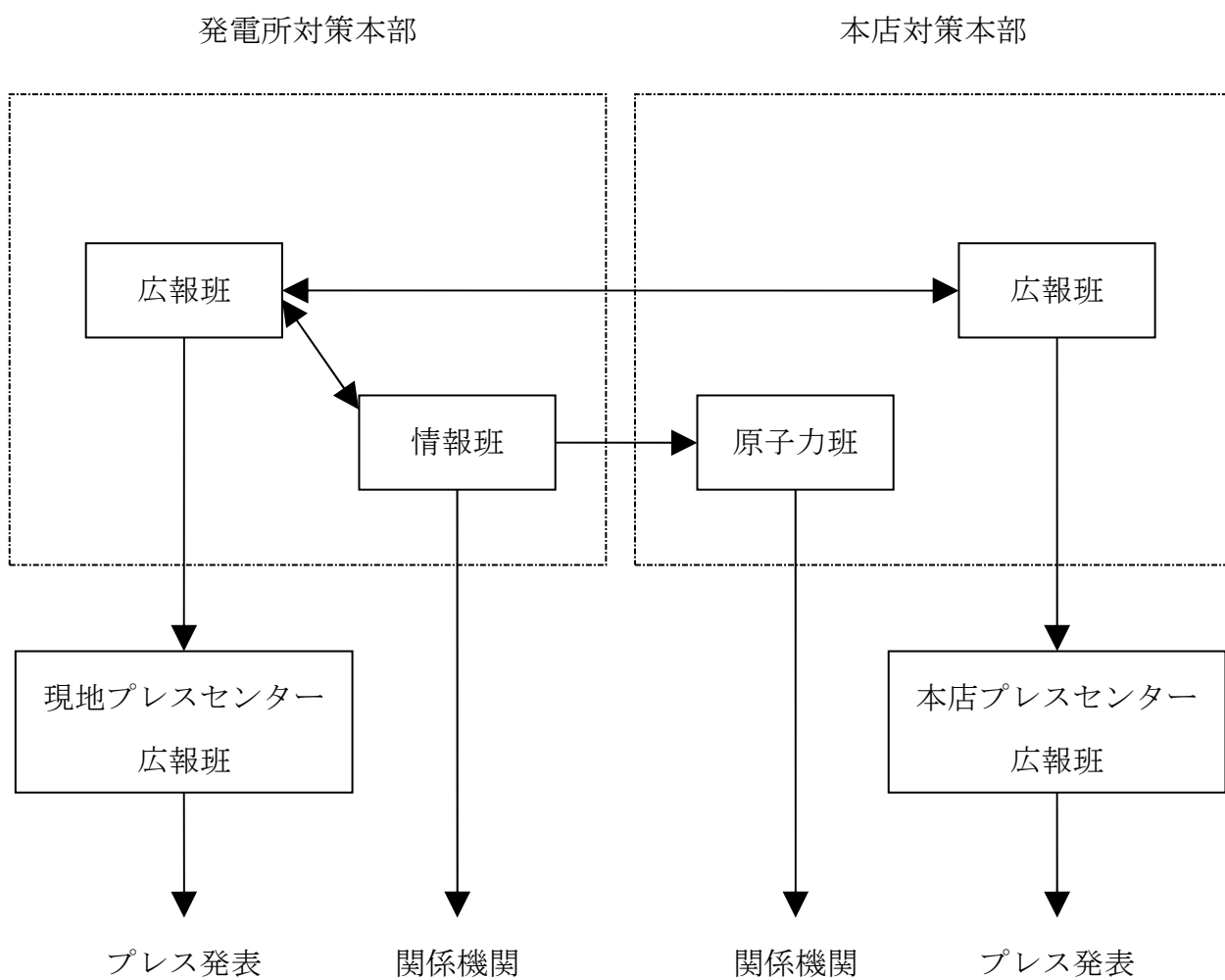
別図 2-14 シビアアクシデント対策等に関する主な資機材

安全確保上の観点から公開できません

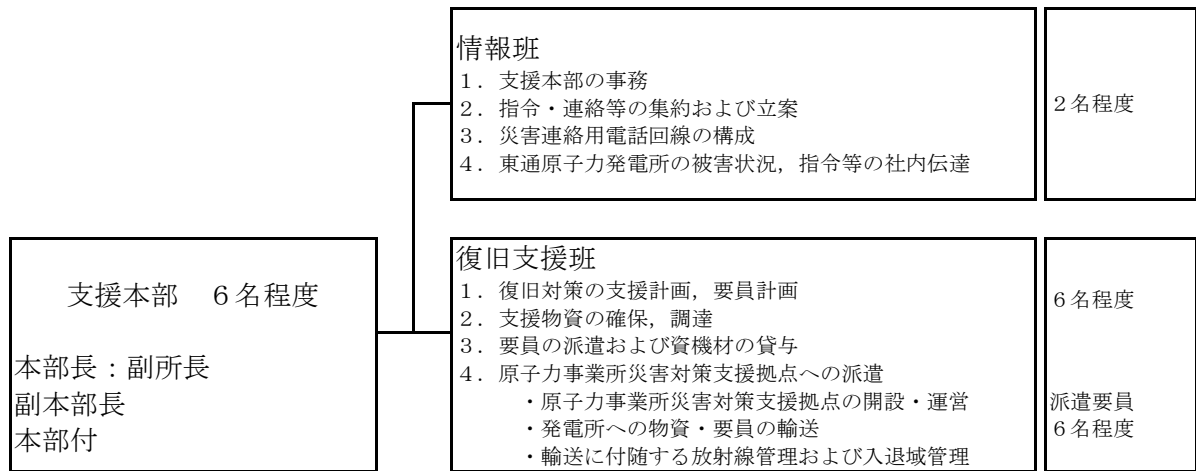
別図 2-15 原子力事業所災害対策支援拠点の位置



別図 3－1 公表内容の伝達経路



別図 5－1 女川原子力発電所支援本部の業務分掌



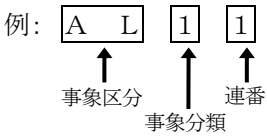
別表 2-1 警戒事象発生の通報基準

原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は、以下のとおり略して別表中に示す。

・「原子力災害対策指針」は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」という。

区分	番号*／略称	EALの基準	EAL設定の考え方
止める	AL11 ^{※1} ／ 原子炉停止機能の異常 のおそれ	指針 警戒事態を判断するEAL① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから 原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続さ れた場合において、当該原子炉停止信号が発信された原 因を特定できないこと。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高 温停止」である場合をいう。 (2)「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、 試験、保守作業等意図的な場合を除き、片系のみで原子炉自動スクラム警 報が発信した場合をいう。 (3)「一定時間」とは、1時間をいう。 (4)「発信された原因を特定できない」とは、原子炉がスクラムすべき状況 になっているかどうか確定できない状況をいう。 (5)以下の場合には警戒事象の対象外とする。 ・一定時間内に運転上の制限を満足していないと判断し、原子炉停止操作 を開始した場合。 ・全制御棒全挿入の場合。
冷やす	AL21 ^{※1} ／ 原子炉冷却材の漏えい	指針 警戒事態を判断するEAL② 原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の 3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定 められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、 定められた時間内に定められた措置を実施できないこ と。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高 温停止」である場合をいう。 (2)「保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定を いう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材漏えいが起こ ること」とは、保安規定（原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）の 運転上の制限（0.23m ³ /h）を超える漏えい率が確認され、保安規定で定め る完了時間内に保安規定で定める措置を完了できない場合をいう。

*番号記載例（別表2-2および別表2-3に示す番号も同様）



事象区分	
AL	警戒事象
SE	施設敷地緊急事象
GE	全面緊急事象
XSE XGE	指針のEALに該当し ない原災法通報事象

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬

なお、番号はBWRおよびPWR共通のため、PWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。

区分	番号*／略称	EALの基準	EAL設定の考え方
冷やす	AL22 ^{※1} ／ 原子炉給水機能の喪失	指針 警戒事態を判断するEAL③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離時冷却系の起動は含まない。 (3)「給水機能が喪失」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。
	AL23 ^{※1} ／ 原子炉除熱機能の一部喪失	指針 警戒事態を判断するEAL④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内真空度が－28．8kPa[gage]まで低下 ②すべての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、利用できる残留熱除去系がいずれか1系統のみになる場合をいう。
	AL25 ^{※1} ／ 全交流電源喪失のおそれ	指針 警戒事態を判断するEAL⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な非常用交流母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用のディーゼル発電機および常設代替交流電源設備 ^{※3} のどれか1つになった場合をいう。なお、計画的にこうした状態にする場合を除く。 (3)「外部電源」とは、電力系統からの電力を非常用交流高圧母線へ供給する設備をいう。 (4)所内単独運転の場合、主発電機は外部電源と見なさない。
	AL29 ^{※1} ／ 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	指針 警戒事態を判断するEAL⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	(1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」または「燃料交換」における照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 (2)「水位低設定値」とは、L－2の水位相当をいう。

区分	番号*／略称	EALの基準	EAL設定の考え方
冷やす	AL30 ^{※1} ／ 使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそれ	指針 警戒事態を判断するEAL⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	(1)「水位が一定の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー付近であることを満足できず、かつ、速やかに保安規定で定められた措置を完了できない場合をいう。
	AL31 ^{※2} ／ 使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失のおそれ	指針 警戒事態を判断するEAL① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。	(1)「水位を維持できないこと」とは、注水設備（可搬型設備を含む）による水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態をいう。 (2)「水位を一定時間以上測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって液面の位置が確認できない状態をいう。なお、一定時間とは24時間を目安とする。
閉じ込める	AL42 ^{※1} ／ 単一障壁の喪失または 喪失可能性	指針 警戒事態を判断するEAL⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	(1)原子炉の状態が「運転中」、「起動」および「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁（燃料被覆管障壁、原子炉冷却系障壁、格納容器障壁）のうち、燃料被覆管障壁または原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失もしくはそのおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失またはそのおそれについては、添付1「各障壁の喪失判断基準」で判断する。
その他脅威	AL51 ^{※1} ／ 原子炉制御室他の機能 喪失のおそれ	指針 警戒事態を判断するEAL⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室その他の箇所」とは、中央制御室および中央制御室外原子炉停止制御盤の設置場所をいう。 (3)「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤および中央制御室外原子炉停止制御盤での操作が容易にできなくなる状況をいう。
	AL52 ^{※1} ／ 所内外通信連絡機能の 一部喪失	指針 警戒事態を判断するEAL⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生し「①原子力事業所内の通信機能」、「②原子力事業所内から所外への通信機能」のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 (3)「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、使用可能な通信手段が1種類のみになる場合を言う。

区分	番号*／略称	EALの基準	EAL設定の考え方
その他脅威	AL53 ^{※1} ／ 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	指針 警戒事態を判断するEAL⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 重要区域及び安全機器等の範囲：添付2「機器等の位置および一覧」参照	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「重要区域」，「安全上重要な構造物，系統又は機器」については，「添付2 機器等の位置および一覧」に示す。 (3)「安全上重要な構造物，系統又は機器の機能の一部が喪失するおそれがある」とは，火災または溢水により，安全上重要な構造物，系統または機器の機能に支障が生じ，同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなるおそれがあることをいう。 (4)「火災」とは，発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 (5)「溢水」とは，発電所内に施設される機器の破損による漏水または消火栓等の系統の作動による放水が原因で，系統外に放出された流体をいう（滞留水，流水，蒸気を含む）。
	－／ 外的な事象による原子力施設への影響	指針 警戒事態を判断するEAL（⑩を除く） ⑫当該原子力事業所所在市町村において，震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において，大津波警報が発表された場合。 ⑮オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻，洪水，台風，火山等）。 ^{※1} ⑰その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	同左

※1：原子炉の運転等のための施設が，原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお，具体的には，同基準が制定または変更された場合で，当該施設についての同号の基準の制定または変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は，当該項目は適用外となる。）

※2：原子炉の運転等のための施設が，原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

※3：重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備および原子力事業者が自主的に設けているもの（以下，「SA設備」という。))の総称または設備案を例示する。なお，SA設備は，原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

添付 1 各障壁の喪失判断基準

□ : 障壁喪失の可能性を示す

▢ : 障壁の喪失を示す

プラントパラメータ		燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	原子炉格納容器障壁
一次系	原子炉水位	有効燃料長頂部未満	有効燃料長頂部未満	—
		水位不明	水位不明	—
		有効燃料長の 2 / 3 未満 (L - 0 未満)	—	—
	原子炉圧力	—	—	減圧禁止領域 (S / P 水温との関係) (基準の詳細については, 社内文書に定める。)
	その他	—	非常用原子炉減圧操作の実施	—
P C V	格納容器圧力	—	13.7kPa[gage] (D / W 圧力高設定点) 以上	427 kPa[gage] (最高使用圧力) 以上
	格納容器温度	—	—	171℃ (最高使用温度) 以上
	サプレッション プール水温	—	—	減圧禁止領域 (RPV 圧力との関係) (基準の詳細については, 社内文書に定める。)
	格納容器放射線 モニタ	燃料被覆管損傷と判断する基準値 を超えた場合 (基準の詳細については, 社内文書 に定める。)	指示値の有意な上昇	—
	格納容器雰囲気 (ガス) モニタ	—	—	燃焼が発生するガス濃度以上 (水素 4 % 以上, 酸素 5 % 以上)
	その他	—	—	非常用格納容器ベントの実施
		—	—	隔離失敗により環境に繋がる 経路の形成
建屋	建屋雰囲気 モニタ	—	基準温度 (系統隔離温度) 以上で 隔離失敗または隔離後基準温度以上	基準温度 (系統隔離温度) 以上で 隔離失敗または隔離後基準温度以上

添付 2 機器等の位置および一覧

東通 1 号機

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域（設置位置）
高圧の非常用炉心冷却	RCIC	ポンプ	[R/A B3F]RCIC ポンプ室
	HPCS		[R/A B3F]HPCS ポンプ室
残留熱除去	RHR (A)	ポンプ	[R/A B3F]RHR ポンプ (A) 室
	RHR (B)	熱交換器	[R/A B3F]RHR ポンプ (B) 室
低圧の非常用炉心冷却	RHR (A)	ポンプ	[R/A B3F]RHR ポンプ (A) 室
	RHR (B)		[R/A B3F]RHR ポンプ (B) 室
	RHR (C)		[R/A B3F]RHR ポンプ (C) 室
	LPCS		[R/A B3F]LPCS ポンプ室
原子炉停止	CRD 水圧制御ユニット (A), (B)	ユニット	[R/A B1F] CRD 水圧制御ユニット (A) エリア CRD 水圧制御ユニット (B) エリア
	CRD (A), (B)	ポンプ	[R/A B3F]CRD ポンプ室
直流電源（充電器）	125V 充電器盤 1A	盤	[Co/A B1F] 区分Ⅰ 非常用計測制御電源室
	125V 充電器盤 1B		[Co/A 1F] 区分Ⅱ 計測制御電源室
	125V 充電器盤 1C		[Co/A B1F] 北東エリア
直流電源（バッテリー）	125V 蓄電池 1A	バッテリー	[Co/A B2F] 区分Ⅰ バッテリー室
	125V 蓄電池 1B		[Co/A B2F] 区分Ⅱ バッテリー室
交流電源（非常用母線）	M/C 1C, P/C 1C-1	盤	[Co/A B2F] 区分Ⅰ 非常用電気品室
	M/C 1D, P/C 1D-1		[Co/A B2F] 区分Ⅱ 非常用電気品室
	M/C 1H		[Co/A 1F] 区分Ⅲ 非常用電気品室
交流電源（D/G）	D/G (A)	発電機	[Co/A B1F]D/G (A) 室
	D/G (B)		[Co/A B1F]D/G (B) 室
	HPCS D/G		[Co/A B1F]HPCS D/G 室
中央制御室		盤	[Co/A 2F] 中央制御室
燃料プール水補給	FPC (A), (B)	ポンプ	[R/A 1F]FPC ポンプ (A/B) 室
		熱交換器	[R/A 1F]FPC 熱交換器室
	FPMUW	ポンプ	[R/A B3F]FPMUW ポンプ室
	MUWC (A), (B), (C)	ポンプ	[R/A B3F]MUWC ポンプ室

別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報基準

原災法関係省令、原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は、以下のとおり略して別表中に示す。

- ・「原子力災害対策特別措置法施行令」は、「政令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」は、「通報事象規則」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は、「防災業務計画等命令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」は、「外運搬通報事象省令」という。
- ・「原子力災害対策指針」は「指針」、また指針で示す緊急時活動レベルは、「EAL」という。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	SE01／ 敷地境界付近の放射線量の上昇	政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めるところにより検出されたこと。	(1)放射線測定設備について、単位時間（２分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し１時間あたりの数値に換算して得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a．排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取替エリア放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b．当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$以上のものとなっているときは通報対象となる。 「ガンマ線の放射線量を測定」とは、吸収線量(Gy/h)によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値を放射線量(Sv/h)とする。（通報事象規則第８条第３号イ）
		政令第４条第１項（第１項に規定する基準） 原災法第１０条第１項の政令で定める基準は、 $5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量とする。	
		政令第４条第２項（第２項の定めによること） 原災法第１０条第１項の規定による放射線量の検出は、原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（２分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し１時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会が定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。	
		通報事象規則第３条の２第１項（検出されなかったものとみなす場合） 政令第４条第２項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（同条第２項の１時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第１項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。	
		原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第３条の２の規定に基づく測定設備を定める告示	
		通報事象規則第７条第１号イからハまで及びヘからチまで（略）に規定する施設に係る原子力事業所	
		防災業務計画等命令第４条第１項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第２項に規定する全てのエリアモニタリング設備	

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量・放射性物質放出		政令第4条第3項（第3項の定めによるところ） 前項の定めによるところにより検出された放射線量が原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μ Sv/h以上であるときは、原災法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報事象規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑭] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方							
放射線量・放射性物質放出	SE02／ 通常放出経路での気体放射性物質の放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。	(1) 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μSv/hに相当する以上の放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）							
	SE03／ 通常放出経路での液体放射性物質の放出	第1項に規定する放射線量：5 μSv/h （SE01）参照 原子力規制委員会規則で定める基準，原子力規制委員会規則で定めるところ：通報事象規則第5条添付参照 [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑭] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	(2) 「排気筒，排水口その他これらに類する場所」とは，以下の原子力防災資機材の固定式測定設備を設置している場所をいう。 ・排気筒放射線モニタ ・RW排水放射線モニタ (3) 「放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと」とは，排気筒放射線モニタまたはRW排水放射線モニタにて測定される計数率で判断するものとし，具体的な通報基準の値は次の表のとおりとする。 ・排気（排気筒放射線モニタ） <table><tr><td></td><td>1号機</td></tr><tr><td>排気筒放射線モニタ基準 (cps)</td><td>900</td></tr></table> ・排水（RW排水放射線モニタ） <table><tr><td></td><td>1号機</td></tr><tr><td>RW排水放射線モニタ基準 (cps)</td><td>3 × 10⁴</td></tr></table> (4) SE02が検出された場合は，同時にGE02にも該当するため，SE02とGE02は同時に検出されたものとして，様式9により，通報を行う。また，SE03が検出された場合は，同時にGE03にも該当するため，SE03とGE03は同時に検出されたものとして，様式9により，通報を行う。		1号機	排気筒放射線モニタ基準 (cps)	900		1号機	RW排水放射線モニタ基準 (cps)
	1号機									
排気筒放射線モニタ基準 (cps)	900									
	1号機									
RW排水放射線モニタ基準 (cps)	3 × 10 ⁴									

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方		
放射線量・放射性物質放出	SE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50 μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報事象規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 政令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑭] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。（抜粋） <table border="1"><thead><tr><th>原子炉設置者</th></tr></thead><tbody><tr><td>原子炉等規制法第43条の4第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、（略）規定する管理区域</td></tr></tbody></table> 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所（SE02、SE03）参照 通報事象規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、政令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 通報事象規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	原子炉設置者	原子炉等規制法第43条の4第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、（略）規定する管理区域	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと、または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が5 μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類または区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
	原子炉設置者				
原子炉等規制法第43条の4第1項に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、（略）規定する管理区域					
SE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出					

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量・放射性物質放出		通報事象規則第6条第2項（原子力規制委員会規則省令で定める基準） 政令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	
	SE06／ 施設内（原子炉外） 臨界事故のおそれ	通報事象規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	同左
冷やす	SE21 ^{*1} ／ 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	通報事象規則第7条第1号イ（1） [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」，「起動」および「高温停止」である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉冷却材の漏えいと判断した場合もしくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動信号が作動した状態をいう。 (3)「非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却装置および原子炉隔離時冷却系に加え、同設備と同程度の能力（吐出圧力および容量）ならびに即応性を有する設備として、以下の設備をいう。 高圧系：高圧炉心スプレイ系，原子炉隔離時冷却系，高圧代替注水系^{*3} 低圧系：低圧注水系，低圧炉心スプレイ系 (4)「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうちすべての高圧系またはすべての低圧系の機能が喪失した場合をいう。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
冷やす	SE22 ^{*1} ／ 原子炉注水機能喪失のおそれ	通報事象規則第7条第1号イ(2) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL②] 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高温停止」である場合をいう。 (2)「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 (3)「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない」とは、SE21のEAL設定の考え方(3)で示す高圧系の非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。
	SE23 ^{*1} ／ 残留熱除去機能の喪失	通報事象規則第7条第1号イ(3) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL③] 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器により当該原子炉から熱を除去できない」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内真空度が－28.8kPa[gage]まで低下 ②すべての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、残留熱除去系の以下のモードがすべて使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイモード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の残留熱除去系装置等の機能停止は除く。
	SE25 ^{*1} ／ 全交流電源の30分以上喪失	通報事象規則第7条第1号イ(4) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL④] 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源および非常用のディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備 ^{*3} からも供給されないこと等により、すべての所内高圧系の母線が使用不能になることをいう。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
冷やす	SE27 ^{*1} ／ 直流電源の部分喪失	通報事象規則第7条第1号イ(5) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑤] 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用直流母線」とは、125V DC母線AおよびBをいう。 (3)「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、例えば125V DC母線Aが使用不能となった場合に、125V DC母線Bに電気を供給する電源が、蓄電池B、充電器B、予備充電器のうちの1つだけになった場合をいう。
	SE29 ^{*1} ／ 停止中の原子炉冷却機能の喪失	通報事象規則第7条第1号イ(6) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥] 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	(1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」または「燃料交換」における照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位」とは、L-1の水位相当をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと」とは、原子炉の停止中に作動可能な非常用炉心冷却装置により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。）をいう。
	SE30 ^{*1} ／ 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	通報事象規則第7条第1号イ(7) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦] 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	(1)「水位を維持できていない」とは、漏えいまたは蒸発などにより使用済燃料貯蔵槽の水位低下が「水位低警報」水位を超えてさらに継続し、注水設備（可搬型設備を含む）による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態をいう。 (2)「水位を測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。
	SE31 ^{*2} ／ 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	通報事象規則第7条第1号へ(1) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①] 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	(1)「燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、注水設備（可搬型設備を含む）による水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵槽の水位計、監視カメラ等により、「燃料集合体頂部から上方2メートルの水位に達すること」を確認した場合をいう。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
閉じ込める	SE41 ^{*1} ／ 格納容器健全性喪失のおそれ	通報事象規則第7条第1号イ（11） 〔指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪〕 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	(1)原子炉の状態が「運転」，「起動」および「高温停止」において適用する。 (2)「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは，原子炉冷却材の漏えいが発生し，格納容器内圧力がドライウェル圧力高設定点（13．7kPa〔gage〕）以上または原子炉の停止が必要となる格納容器内温度（ドライウェル温度90℃）に達する状態をいう。 (3)格納容器冷却機能などの常用の設備の故障によって圧力または温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しない。
	SE42 ^{*1} ／ 2つの障壁の喪失または喪失可能性	通報事象規則第7条第1号イ（13） 〔指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬〕 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること，燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること，又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	(1)原子炉の状態が「運転」，「起動」および「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁（燃料被覆管障壁，原子炉冷却系障壁，格納容器障壁）のうち，いずれか2つの障壁の喪失もしくはそのおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失またはそのおそれについては，別表2－1警戒事象発生の通報基準「添付1 各障壁の喪失判断基準」で判断する。
	SE43 ^{*1} ／ 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	通報事象規則第7条第1号イ（12） 〔指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫〕 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において，炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	(1)原子炉の状態が「運転」，「起動」および「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷が発生していない場合」とは，格納容器放射線モニタが基準値以下にある場合をいう。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
その他脅威	SE51 ^{*1} ／ 原子炉制御室の一部の 機能喪失・警報喪失	通報事象規則第7条第1号イ(8) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑧] 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、 又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合にお いて、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置 若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪 失すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇 等により、防護具または局所排気装置等を用いなければ、運転員が 操作盤で操作できない状態をいう。 (3)「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合もしくは使 用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合とする。 (4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若し くは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失す る」とは、系統分離している安全設備のうち1区分の安全設備の運 転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから、制御 盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより運転・監 視の可能な安全設備が1系統のみとなった状態をいう。 (ただし、HPCS系の区分を除く)
	SE52 ^{*1} ／ 所内外通信連絡機能の 全て喪失	通報事象規則第7条第1号イ(9) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑨] 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力 事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子 力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、 原子炉施設に何らかの異常が発生し①原子力事業所内の通信手段、 ②原子力事業所内から所外への通信手段のいずれかが、すべて使用 不能になる場合をいう。 (3)「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、 公衆回線、衛星回線等のすべての通信手段が使用できない場合をい う。
	SE53 ^{*1} ／ 火災・溢水による安全 機能の一部喪失	通報事象規則第7条第1号イ(10) [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩] 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災または溢 水により、安全上重要な構築物、系統または機器の機能に支障が生 じ、同一の機能を有するすべての系統が使用できなくなることをい う。 (3)「安全機器等」とは、別表2-1警戒事象発生の通報基準「添付2 機器等の位置および一覧」に示す。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
その他脅威	SE55／ 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生	通報事象規則第7条第1号イ（14） [指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑮] その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線または放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XSE61／ 事業所外運搬での放射線量率の上昇	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 外運搬通報事象省令第2条第1項（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ） 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 外運搬通報事象省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されたこと、または火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、100μSv/h以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態にあること。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
事業所外運搬	XSE62／ 事業所外運搬での放射性物質漏えい	外運搬通報事象省令第3条 政令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。	事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、または当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

- ※1：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定または変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定または変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
- ※2：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。
- ※3：重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備および原子力事業者が自主的に設けているもの（以下、「SA設備」という。））の総称または設備案を例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

添付 通報事象規則第 5 条第 1 項の規定に基づく水準（1／2）

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 1 0 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に 5 0 を乗じて得た値	ハの値を 1 0 分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を 1 0 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を 1 0 分間以上継続して検出すること。

特性に係る別表に基づく係数：通報事象規則第 5 条の別表に基づく係数

添付 通報事象規則第 5 条第 1 項の規定に基づく水準（2 / 2）

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 1 0 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 5 0 を乗じて得た値	ハの値を 1 0 分間以上継続して検出すること。

空気中濃度限度：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 1 5 条第 4 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 1 5 条第 7 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

特性に係る別表に基づく係数：通報事象規則第 5 条の別表に基づく係数

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準

原災法関係省令，原子力災害対策指針および関連する原子力規制庁内規名称は，以下のとおり略して別表中に示す。

- ・「原子力災害対策特別措置法施行令」は，「政令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」は，「通報事象規則」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」は，「防災業務計画等命令」という。
- ・「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」は，「外運搬通報事象省令」という。
- ・「原子力災害対策指針」は「指針」，また指針で示す緊急時活動レベルは，「EAL」という。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE01／敷地境界付近の放射線量の上昇	原災法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が，異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 政令第 6 条第 1 項（政令で定める放射線測定設備） 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は，所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって原災法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第 6 条第 2 項（政令で定める測定方法） 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は，単位時間（10 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し，1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし，当該数値が落雷の時に検出された場合は，当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第 6 条第 3 項（政令で定める基準） 原災法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は，次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが，2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。）$5\mu\text{Sv/h}$ 二 （以下，略） [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑬] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	(1) 放射線測定設備により特定事象が検出された場合について適用する。 (2) 放射線測定設備について，それぞれの単位時間（10 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た放射線量（2 地点以上においてまたは 10 分以上継続して検出された場合に限る。）が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE02／ 通常放出経路での気体放射性物質の放出	政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報事象規則第12条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会で定めるところ） 政令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準とし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑬] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）
	GE03／ 通常放出経路での液体放射性物質の放出		当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分間以上継続）

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
放射線量・放射性物質放出	GE04／ 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	政令第6条第3項 原災法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報事象規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 政令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑬] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと、または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。
	GE05／ 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	政令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 政令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑬] 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類または区分に応じた空气中濃度限度に5,000を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値
	GE06／ 施設内（原子炉外）での臨界事故	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
止める	GE11 ^{※1} ／ 原子炉停止の失敗または停止確認不能	通報事象規則第14条第1号イ（1） [指針 全面緊急事態を判断するEAL①] 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	(1)「制御棒の挿入」とは、手動スクラムボタンによるスクラム、原子炉モードスイッチによるスクラム、手動代替制御棒挿入ボタンによるスクラム、シングルロッドスクラム、常駆動による制御棒挿入（未挿入制御棒が数本であり、速やかに原子炉を停止可能な場合に限る。）をいう。 (2)「原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」において全制御棒の挿入に成功したのか確認できず中性子束が定格出力の0.1%未満であることが確認できない状態をいう。
	GE21 ^{※1} ／ 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	通報事象規則第14条第1号イ（2） [指針 全面緊急事態を判断するEAL②] 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての非常用炉心冷却装置等による当該原子炉への注水が直ちにできないこと」とは、SE21のEAL設定の考え方(3)で示す非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。）をいう。 また、高圧の非常用炉心冷却装置等が使用できず、かつ原子炉の減圧ができない場合においても、本事象に該当するものとする。
冷やす	GE22 ^{※1} ／ 原子炉注水機能の喪失	通報事象規則第14条第1号イ（3） [指針 全面緊急事態を判断するEAL③] 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高温停止」である場合をいう。 (2)「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合とは、常用の給水系が使用できない場合」をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと」とは、SE21のEAL設定の考え方(3)で示す非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。）をいう。 また、高圧の非常用炉心冷却装置等が使用できず、かつ原子炉の減圧ができない場合においても、本事象に該当するものとする。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
冷やす	GE23 ^{*1} ／ 残留熱除去機能喪失後の 圧力制御機能喪失	通報事象規則第14条第1号イ(5) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑤] 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器により当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内真空度が－28.8kPa[gage]まで低下 ②すべての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できないとき」とは、残留熱除去系の以下のモードがすべて使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイモード (4)「原子炉格納容器内の圧力抑制機能が喪失」とは、次のいずれかの状態をいう。 ①サプレッションプール水平平均温度が100℃以上となった場合 ②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力に達した場合
	GE25 ^{*1} ／ 全交流電源の1時間以上喪失	通報事象規則第14条第1号イ(6) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑥] 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源および非常用のディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備 ^{*3} からも供給されないこと等により、すべての所内高圧系の交流母線が使用不能になる事をいう。
	GE27 ^{*1} ／ 全直流電源の5分以上喪失	通報事象規則第14条第1号イ(7) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑦] 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、すべての直流母線が使用不能となった場合をいう。
	GE28 ^{*1} ／ 炉心損傷の検出	通報事象規則第14条第1号イ(8) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑧] 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	(1)原子炉の状態が「運転」、「起動」および「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、ドライウェルまたはサプレッションチェンバのそれぞれの格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量計が、原子炉停止後の時間経過に応じて炉心損傷と判断する基準値を超えた場合をいう。 なお、基準の詳細については、社内文書に定める。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
冷や す	GE29 ^{*1} ／ 停止中の原子炉冷却 機能の完全喪失	通報事象規則第14条第1号イ(9) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑨] 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	(1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が「冷温停止」または「燃料交換」における照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位」とは、L-1の水位相当をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと」とは、非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。）をいう。
	GE30 ^{*1} ／ 使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失・放射線 放出	通報事象規則第14条第1号イ(10) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑩] 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	(1)「燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、注水設備（可搬型設備を含む）による水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵槽の水位計、監視カメラ等により「燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位に達すること」を確認した場合をいう。 (2)「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料ピット付近の放射線モニタの指示が有意に上昇している場合をいう。 (3)「水位を測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。
	GE31 ^{*2} ／ 使用済燃料貯蔵槽の 冷却機能喪失・放射線 放出	通報事象規則第14条第1号へ(1) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑪] 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	(1)「燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、注水設備（可搬型設備を含む）による水補給を行っても水位低下傾向が止まらず、使用済燃料貯蔵槽の水位計、監視カメラ等により「燃料集合体の頂部の水位に達すること」を確認した場合をいう。
閉じ 込める	GE41 ^{*1} ／ 格納容器圧力の異常 上昇	通報事象規則第14条第1号イ(4) [指針 全面緊急事態を判断するEAL④] 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	(1)原子炉の状態が「運転」，「起動」および「高温停止」において適用する。 (2)「最高使用圧力」とは、427kPa [gage] をいう。 (3)「最高使用温度」とは、171℃をいう。
	GE42 ^{*1} ／ 2つの障壁喪失および 1つの障壁の喪失または喪失可能性	通報事象規則第14条第1号イ(12) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑫] 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	(1)原子炉の状態が「運転」，「起動」および「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁（燃料被覆管障壁，原子炉冷却系障壁，格納容器障壁）のうち、燃料被覆管障壁および原子炉冷却系障壁が喪失し、格納容器障壁の喪失のおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失またはそのおそれについては、別表2-1警戒事象発生の通報基準「添付1 各障壁の喪失判断基準」で判断する。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
その他脅威	GE51※1／ 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	通報事象規則第14条第1号イ(11) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑩] 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。 (3)「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合もしくは、使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。 (4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失する等によりすべての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。
	GE55／ 住民の避難を開始する必要がある事象発生	通報事象規則第14条第1号イ(13) [指針 全面緊急事態を判断するEAL⑭] その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線または放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE61／ 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	政令第6条第3項 原災法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。

区分	番号／略称	政省令等またはEALの基準	EAL設定の考え方
事業所外運搬	XGE62／ 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	外運搬通報事象省令第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限り、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。	事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすることまたは当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

- ※1：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定または変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定または変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）
- ※2：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。
- ※3：重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備および原子力事業者が自主的に設けているもの（以下、「SA設備」という。））の総称または設備案を例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

別表２－４ 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名等	人 数※
(１) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班	４名
(２) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	本部付	１名
	オフサイトセンター	副本部長 本部付	３名
(３) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班	２名
	オフサイトセンター	本部付	２名
(４) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部付 放射線管理班 保修班	４名
	オフサイトセンター	本部付	１名
(５) 原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電管理班 技術班	１１名
(６) 防災に関する施設設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班	１８名
(７) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班 保修班	３名
	オフサイトセンター	本部付	１名
(８) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班	４名
(９) 原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	総務班 保修班	４名
(１０) 原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部付 総務班	４名

※人数は、最低限必要な人数を示す。

別表 2－5 原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	副所長（技術担当） ※ 1
2	副所長（電気保守担当） ※ 1
3	副所長（機械保守担当） ※ 1
4	副所長（発電管理担当） ※ 1
5	副所長（放射線管理担当） ※ 1
6	品質保証室長
7	技術系調査役 ※ 2
8	技術系課長 ※ 2

※ 1：担当業務については、兼務する場合がある。

※ 2：副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

別表 2-6 原子力防災資機材（1／2）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所 ^注	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	黄服・防水型被服・薄綿手袋・黄靴下・靴カバー・ゴム手袋	50組	緊急器材庫	1回／年
	呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク	自給式マスク	11個	緊急器材庫	1回／年
	フィルター付き防護マスク	空気浄化式全面マスク（チャコールフィルタ・ダストフィルタ）	50個 (各50組)	緊急器材庫	1回／年
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時電話回線	1回線	緊急対策室	1回／年
	ファクシミリ装置	防災ファックス	1台	SPDS室	1回／年
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	7台	緊急器材庫	1回／年
計測器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒放射線モニタ	1台	排気筒モニター 建屋	1回／Cy
		RW排水放射線モニタ	1台	排水モニター室	
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーション式 γ線サーベイメータ	4台	緊急器材庫	1回／年
		電離箱式サーベイメータ	6台		
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子サーベイメータ	3台		1回／年
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計素子	104個		1回／年

注：保管場所は変更する場合がある。

・1回／Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいう。

別表 2-6 原子力防災資機材（2/2）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所 ^{注1}	点検頻度
計測器等	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	シンチレーション式 α/β 線サーベイメータ	2台	緊急器材庫	1回/年
		シンチレーション式 β 線サーベイメータ	2台		
	可搬式ダスト測定関連機器 (1) サンプラ (2) 測定器	ポータブル エアーサンプラー	2台	緊急器材庫	1回/年
		ハイボリューム ダストサンプラー	4台		
		Ge半導体検出器	1台	環境管理棟	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 (1) サンプラ (2) 測定器	ポータブル エアーサンプラー	4台 ^{注2}	緊急器材庫	1回/年
		Ge半導体検出器	1台 ^{注3}	環境管理棟	
	個人用外部被ばく線量測定器	警報付ポケット線量計	92台	緊急器材庫	1回/年
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	7,000錠	緊急器材庫および 中央制御室	1回/年
	担架	担架	1台	健康推進 センター	1回/年
	除染用具	除染用具	1式	除染室	1回/年
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	患者搬送車	1台	車庫	1回/年
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	消防車	1式	高台消防車庫	1回/年
	環境中の放射線量または放射性物質の測定のための車両	放射線移動観測車	1台	車庫	1回/年
	原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備	原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタ	2台	1号機原子炉格納容器内	1回/Cy
		燃料取替エリア放射線モニタ	2台	1号機原子炉建屋 3階	1回/Cy

注1：保管場所は変更する場合がある。

注2：4台のうち2台は可搬式ダスト測定関連機器と共用で使用

注3：可搬式ダスト測定関連機器と共用で使用

・1回/Cy（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいう。

別表２－７ 原子力防災資機材以外の資機材（１／３）

（１）発電所に備え付ける資機材

分類	名称		数量	保管場所 ^{注1}	点検頻度
放射線障害 防護用器具	高線量対応 防護服	タングステンベスト	10着	緊急器材庫	1回／年
	汚染防護服	ゴム手袋	2,000双	構内	
		不織布服（タイベック）	1,000着		
	フィルター付 き防護マスク	空気浄化式全面マスク	50個	緊急器材庫	
		チャコールフィルタ	50組		
		ダストフィルタ	50組		
	遮へい材		100枚	構内	
非常用 通信機器	社内電話		1式	構内	1回／年
	携帯電話（緊急連絡用）		1式	個人配備	
	衛星通信電話	内線専用	1台	緊急対策室	
			1台	事務本館 通信機械室	
		外線専用	1台	緊急対策室	
			1台	老部寮	
			5台	事務本館 3階雑品庫	
			東通消防署等への専用通信回線		
	自治体等関係機関への専用通信回線		1式	緊急対策室	
	無線設備	指令端末	4台	緊急対策室, 中央制御室, 放射線管理課, 環境管理棟	
			4台	放射線移動観測車, 業務車	
		車載用	12台	通信機械室	
			1台	老部寮	
		社内情報放送装置		1式	
	休日緊急連絡装置		1式	SPDS室	
	ページング		1式	構内	
	IP電話（地上系） ^{注2}		4台	緊急対策室 他	
	アナログ電話（衛星系） ^{注2}	2台	緊急対策室 他		
		2台	代替指揮所		
		IPファックス（地上系） ^{注2}		2台	
	IPファックス（衛星系） ^{注2}	1台	緊急対策室		
		1台	代替指揮所		
		テレビ会議システム ^{注2} （地上系・衛星系兼用）		1台	
	テレビ会議 システム	テレビ会議システム ^{注2} （地上系・衛星系兼用）		1台	
		1台	代替指揮所		
計測器等	個人用外部被ばく 線量測定器	警報付ポケット 線量計	50台	緊急器材庫	1回／年
	可搬型モニタリングポスト		2台	緊急器材庫	
	GM管式汚染サーベイメータ		12台	緊急器材庫	
その他	車両		2台	車庫	1回／年

注１：保管場所は変更する場合がある。

注２：統合原子力防災ネットワークに接続する機器

別表 2－7 原子力防災資機材以外の資機材（2／3）

分類	名称	数量	保管場所 ^注	点検頻度
シビアアクシ デント対策等 に関する主な 資機材	大容量電源装置 2000kVA	4 台	土木建築資材倉庫 隣接エリア (T. P. 23m)	1 回／月
	高圧応急用発電機車 400kVA	4 台		
	代替海水ポンプ（送水車） 定格流量：30,000L/min 吐出圧：1.2MPa	1 台		
	バックホウ	1 台		
	ホイールローダー	2 台		
	タンクローリー 4kL	1 台		
	燃料（軽油）	4 5 0 . 6 kL	軽油タンク (T. P. 13m)	1 回／日

T. P. ：東京湾平均海面

注：保管場所は別図 2－14 参照。なお、保管場所は変更する場合がある。

（2）発電所以外に備え付ける資機材

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
統合原子力防災 ネットワークに 接続する通信機 器	I P 電話（地上系） ^注	6 台	本店	1 回／年
	アナログ電話（衛星系） ^注	2 台		
	I P ファックス（地上系） ^注	3 台		
	I P ファックス（衛星系） ^注	1 台		
	テレビ会議システム ^注 （地上系・衛星系兼用）	1 台		

注：統合原子力防災ネットワークに接続する機器

別表 2－7 原子力防災資機材以外の資機材（3／3）

分類	名称	数量	保管場所 ^注	点検頻度
原子力事業所 災害対策支援 に必要な主な 資機材	入退域管理用機材	1 式	青森支店	1 回／年
	表面汚染サーベイメータ	6 台		
	N a I シンチレーションサーベイメータ	1 台		
	電離箱式サーベイメータ	1 台		
	個人線量計	1 3 5 台		
	保護衣類	1, 3 5 0 組		
	フィルター付き防護マスク	2 2 5 個		
	可搬式発電機（2．8 k V A）	3 台		
	発電機付き投光機	5 台		
	テント	4 張		
	除染用具	1 式		
	衛星携帯電話	1 0 台		
	安定ヨウ素剤	2, 0 0 0 錠		
	原子力災害対策活動で使用する資料 （別表 2－8 参照）	1 式		

注：保管場所は変更する場合がある。

別表 2－8 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 発電所周辺地図
① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※
② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※
2. 発電所周辺航空写真パネル ※
3. 発電所気象観測データ
① 統計処理データ
② 毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ
① 空間線量モニタリング配置図
② 環境試料サンプリング位置図
③ 環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ
① 方位別人口分布図
② 集落の人口分布図
③ 市町村人口表
④ 市町村市街図 ※
6. 発電所主要系統模式図
7. 原子炉設置許可申請書 ※
8. 系統図およびプラント配置図
① 系統図
② プラント配置図 ※
9. プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図
10. プラント主要設備概要
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表
12. 規定類
① 原子炉施設保安規定 ※
② 原子力事業者防災業務計画 ※
13. 事故時操作手順書類

□：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2－9 原子力災害対策活動で使用する施設（1／2）

1. 緊急時対策所

項 目	仕 様
建物の仕様	耐震構造 高所に設置（T. P. 22m）
床面積	約 276m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 大容量電源装置（2,000kVA×4台） 高圧応急用発電機（400kVA×4台）
備蓄燃料	発電所構内 約 490.3m ³

2. 代替指揮所

項 目	仕 様
建物の仕様	耐震構造 高所に設置（T. P. 21.5m）
床面積	約 119m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 大容量電源装置（2,000kVA×4台）
備蓄燃料	発電所構内 約 490.3m ³

3. 原子力事業所災害対策支援拠点

（1）尾駸変電所

項 目	仕 様
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前 1－5
発電所からの 方位・距離	南 約 25km
敷地面積	約 600m ²
非常用電源	別表 2－7 に示す可搬式発電機（2.8kVA×3台）
その他	消耗品類（燃料，食料，飲料水等）は小売店より調達，社内融通等

T. P. ：東京湾平均海面

別表 2－9 原子力災害対策活動で使用する施設（2／2）

（2）六ヶ所変電所

項 目	仕 様
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字上尾駸 8 9－2
発電所からの 方位・距離	南南西 約 2 7 k m
敷地面積	約 2 5 2 m ²
非常用電源	別表 2－7 に示す可搬式発電機（2. 8 k V A×3 台）
その他	消耗品類（燃料，食料，飲料水等）は小売店より調達，社内融通等

（3）上北変電所

項 目	仕 様
所在地	青森県上北郡七戸町字卒古沢 1 5
発電所からの 方位・距離	南南西 約 4 8 k m
敷地面積	約 9, 6 0 0 m ²
非常用電源	別表 2－7 に示す可搬式発電機（2. 8 k V A×3 台）
その他	消耗品類（燃料，食料，飲料水等）は小売店より調達，社内融通等

（4）青森支店

項 目	仕 様
所在地	青森市港町二丁目 1 2 番 1 9 号
発電所からの 方位・距離	南西 約 6 6 k m
敷地面積	約 6 4 0 m ²
非常用電源	別表 2－7 に示す可搬式発電機（2. 8 k V A×3 台）
その他	消耗品類（燃料，食料，飲料水等）は小売店より調達，社内融通等

4. 本店対策本部室

項 目	仕 様
所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号 東北電力本店ビル
建物の仕様	制震構造
床面積	約 4 6 0 m ²
非常用電源	非常用ガスタービン発電設備（1, 5 0 0 k V A×1 台）
その他	備蓄燃料 約 8, 0 0 0 リットル 備蓄食料・飲料水 3 日分以上 不足時は小売店より調達

別表 2－10 訓練の内容

訓練の項目	対 象	頻 度	訓練内容
緊急時演習 (総合訓練)	原子力防災管理者 副原子力防災管理者 原子力防災要員 緊急時対策要員	1 回／2 年 程度	本店を含めた総合的な原子力防災訓練を行い、社内における情報連絡等を行う。
	原子力防災管理者 副原子力防災管理者 原子力防災要員	1 回／年	原災法第 15 条事象またはシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練に記載するいくつかの訓練要素を組み合わせた総合的な訓練を行う。
要素訓練	原子力防災管理者 副原子力防災管理者 原子力防災要員	1 回／年	以下の要素別に訓練を行う。 ①通報訓練 原子力規制庁、自治体等への通報連絡および初期対応等を行う。 ②原子力災害医療訓練 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者の搬出、除染および応急処置等を行う。 ③モニタリング訓練 サーベイメータ等の放射線測定器を用いて、緊急時モニタリング等を行う。 ④避難誘導訓練 緊急体制発令時の発電所避難者の避難誘導等を行う。 ⑤その他必要と認められる訓練

別表 2－1 1 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子 3 8 号 3 6
施設概要	事務所棟，資機材保管庫・車庫棟，屋外訓練フィールド，ヘリポート等
要 員 数	2 1 名（所長，支援組織要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上および拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置および新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内，または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し，資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認，支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応および発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制（24時間365日オンコール体制）	10条通報 ・支援要請 出動指示 <pre> graph LR A[発災事業者*] <--> 10条通報・支援要請 / 状況報告 B["（平日日中）支援組織長 （夜間休祭日）連絡当番者"] B -- 出動指示 --> C[支援組織要員] </pre> ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者
発災事業者への支援内容	・ 発災事業者からの支援要請後，支援組織の要員を招集し，資機材の輸送準備を実施した後，要員を派遣する。 ・ 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は，陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害，天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・ 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。

発災事業者への支援内容	・ 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 ・ 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ・ 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。
-------------	--

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影，放射線測定）用）	6 台	資機材 保管庫・車庫 棟
	中型ロボット（障害物撤去用）	2 台	
	無線重機（屋外の瓦礫等の撤去用）	3 台	
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2 台	
現地活動 用資機材	放射線防護用資機材	1 式	
	放射線管理，除染用資機材	1 式	
	作業用資機材	1 式	
	一般資機材	1 式	
搬送用 車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2 台	
	大型トラック（重機搬送）	2 台	
	中型トラック（ロボット搬送等）	8 台	

別表 3-1 伝送データ項目 (1/2)

東通 1 号機 (1/2)

No.	常時伝送項目	単位
1	排気筒放射線モニタ (IC) A	A
2	排気筒放射線モニタ (IC) B	A
3	排気筒放射線モニタ (SCIN) A	s-1
4	排気筒放射線モニタ (SCIN) B	s-1
5	SGTS放射線モニタ A	A
6	SGTS放射線モニタ B	A
7	風向 (地上高 100m)	-
8	風向 (地上高 10m)	-
9	風速 (地上高 100m)	m/sec
10	風速 (地上高 10m)	m/sec
11	大気安定度	-
12	モニタリングポスト IC線量率H1	nGy/h
13	モニタリングポスト IC線量率H2	nGy/h
14	モニタリングポスト IC線量率H3	nGy/h
15	モニタリングポスト IC線量率H4	nGy/h
16	モニタリングポスト IC線量率H5	nGy/h
17	モニタリングポスト IC線量率H6	nGy/h
18	モニタリングポスト IC線量率H7	nGy/h
19	モニタリングポスト IC線量率H8	nGy/h
20	モニタリングポスト NaI線量率L1	nGy/h
21	モニタリングポスト NaI線量率L2	nGy/h
22	モニタリングポスト NaI線量率L3	nGy/h
23	モニタリングポスト NaI線量率L4	nGy/h
24	モニタリングポスト NaI線量率L5	nGy/h
25	モニタリングポスト NaI線量率L6	nGy/h
26	モニタリングポスト NaI線量率L7	nGy/h
27	モニタリングポスト NaI線量率L8	nGy/h
28	原子炉圧力 (広帯域) (BV)	MPa
29	PLRポンプ (A) 入口温度 (T/C)	℃
30	PLRポンプ (B) 入口温度 (T/C)	℃
31	HPCSポンプ 出口流量	m3/h
32	LPCSポンプ 出口流量	m3/h
33	ADS A系 作動	DIGITAL
34	ADS B系 作動	DIGITAL
35	HPCSポンプ 運転中	DIGITAL
36	LPCSポンプ 運転中	DIGITAL
37	RHRポンプ (A) 出口流量	m3/h
38	RHRポンプ (B) 出口流量	m3/h
39	RHRポンプ (C) 出口流量	m3/h
40	RHRポンプ (A) 運転中	DIGITAL

No.	常時伝送項目	単位
41	RHRポンプ (B) 運転中	DIGITAL
42	RHRポンプ (C) 運転中	DIGITAL
43	原子炉水位 (広帯域) (PBV)	mm
44	原子炉水位 (燃料域) (PBV)	mm
45	APRMレベル (平均)	%PWR
46	全制御棒全挿入	DIGITAL
47	ドライウエル圧力 (広帯域) (最大)	kPa[abs]
48	圧力抑制室内圧力 (最大)	kPa[abs]
49	PCIS第1隔離	DIGITAL
50	PCIS第2隔離	DIGITAL
51	主蒸気第一隔離弁 (A) 開	DIGITAL
52	主蒸気第一隔離弁 (B) 開	DIGITAL
53	主蒸気第一隔離弁 (C) 開	DIGITAL
54	主蒸気第一隔離弁 (D) 開	DIGITAL
55	主蒸気第二隔離弁 (A) 開	DIGITAL
56	主蒸気第二隔離弁 (B) 開	DIGITAL
57	主蒸気第二隔離弁 (C) 開	DIGITAL
58	主蒸気第二隔離弁 (D) 開	DIGITAL
59	MSIV (第1) 開	DIGITAL
60	MSIV (第2) 開	DIGITAL
61	M/C 1A-1 電圧	V
62	M/C 1A-2 電圧	V
63	M/C 1B-1 電圧	V
64	M/C 1B-2 電圧	V
65	M/C 1SA-1 電圧	V
66	M/C 1SA-2 電圧	V
67	M/C 1SB-1 電圧	V
68	M/C 1SB-2 電圧	V
69	M/C 1C 電圧	V
70	M/C 1D 電圧	V
71	M/C 1H 電圧	V
72	D/G 1A遮断器投入	DIGITAL
73	D/G 1B遮断器投入	DIGITAL
74	HPCS D/G 遮断器投入	DIGITAL
75	D/W 放射線モニタ A	Sv/h
76	D/W 放射線モニタ B	Sv/h
77	S/C 放射線モニタ A	Sv/h
78	S/C 放射線モニタ B	Sv/h
79	RPVベローシール部 周辺温度 (最大)	℃
80	サブプレッションプール水温度 (最大)	℃

別表 3-1 伝送データ項目 (2/2)

東通 1 号機 (2/2)

No.	常時伝送項目	単位	No.	常時伝送項目	単位
81	圧力抑制室水位 (B V)	mm	121	S G T S A系動作	DIGITAL
82	C A M S 水素濃度 A	%	122	S G T S B系動作	DIGITAL
83	C A M S 水素濃度 B	%	123	主蒸気管放射能高高トリップ A 1	DIGITAL
84	C A M S A系サンプル切替 (D/W)	DIGITAL	124	主蒸気管放射能高高トリップ A 2	DIGITAL
85	C A M S B系サンプル切替 (D/W)	DIGITAL	125	主蒸気管放射能高高トリップ B 1	DIGITAL
86	C A M S 酸素濃度 A	%	126	主蒸気管放射能高高トリップ B 2	DIGITAL
87	C A M S 酸素濃度 B	%	127	放水口モニタ	cpm
88	総給水流量	t/h			
89	R C I C タービン止め弁 開	DIGITAL			
90	R C I C ポンプ 出口流量	m3/h			
91	S R V 開	DIGITAL			
92	R H R A系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL			
93	R H R B系 格納容器スプレイ隔離弁 開	DIGITAL			
94	R H R A系 L P C I 注入隔離弁 開	DIGITAL			
95	R H R B系 L P C I 注入隔離弁 開	DIGITAL			
96	R H R C系 L P C I 注入隔離弁 開	DIGITAL			
97	S R N M (A) 線形%出力	%PWR			
98	S R N M (B) 線形%出力	%PWR			
99	S R N M (C) 線形%出力	%PWR			
100	S R N M (D) 線形%出力	%PWR			
101	S R N M (E) 線形%出力	%PWR			
102	S R N M (F) 線形%出力	%PWR			
103	S R N M (G) 線形%出力	%PWR			
104	S R N M (H) 線形%出力	%PWR			
105	S R N M (A) 対数計数率	s-1			
106	S R N M (B) 対数計数率	s-1			
107	S R N M (C) 対数計数率	s-1			
108	S R N M (D) 対数計数率	s-1			
109	S R N M (E) 対数計数率	s-1			
110	S R N M (F) 対数計数率	s-1			
111	S R N M (G) 対数計数率	s-1			
112	S R N M (H) 対数計数率	s-1			
113	S R N M (A) 計数率高高	DIGITAL			
114	S R N M (B) 計数率高高	DIGITAL			
115	S R N M (C) 計数率高高	DIGITAL			
116	S R N M (D) 計数率高高	DIGITAL			
117	S R N M (E) 計数率高高	DIGITAL			
118	S R N M (F) 計数率高高	DIGITAL			
119	S R N M (G) 計数率高高	DIGITAL			
120	S R N M (H) 計数率高高	DIGITAL			

・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。

別表 3－2 原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に，放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合。
服用対象者	原子力災害対策活動等に従事する要員を対象とする。ただし，以下の要員には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg，ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。

別表 3－3 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材等の貸与		備考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副本部長	1 名	配管計装線図	1 冊	
	本部付	1 0 名	機器配置図	1 冊	
			設備関係資料（必要な資料のみ）	1 部	
			車 両	2 台	
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	5 名	シンチレーション式 γ 線サーベイメータ	2 台	※1：ヨウ素サンプラと共用
	保修班	3 名	電離箱式サーベイメータ	4 台	
	技術班	1 名	中性子サーベイメータ	1 台	
			シンチレーション式 α/β 線サーベイメータ	1 台	
			シンチレーション式 β 線サーベイメータ	1 台	
			蛍光ガラス線量計素子	1 0 0 個	
			警報付ポケット線量計	3 0 個	
			ポータブルエアサンプラ	※1 2 台	
			放射線移動観測車	1 台	

別表 4－1 原子力災害中長期対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材等の貸与		備考
広報活動に関する事項	副本部長	1 名			
	本部付	6 名			
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	5 名	シンチレーション式 γ 線サーベイメータ	2 台	※1：ヨウ素サンプルと共用
	保修班	3 名	電離箱式サーベイメータ	4 台	
	技術班	1 名	中性子サーベイメータ	1 台	
			シンチレーション式 α/β 線サーベイメータ	1 台	
			シンチレーション式 β 線サーベイメータ	1 台	
			蛍光ガラス線量計素子	100 個	
			警報付ポケット線量計	30 個	
			ポータブルエアースンプラ	※1 2 台	
			放射線移動観測車	1 台	

別表5-1 女川原子力発電所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災要員等の派遣		原子力防災資機材等の貸与		備考
	派遣要員	6名			
原子力事業所災害対策支援 拠点の活動に関する事項			シンチレーション式 γ 線サーベイメータ	1台	※1：ヨウ素サンプルと 共用
			電離箱式サーベイメータ	1台	
			シンチレーション式 α/β 線サーベイメータ	1台	
			シンチレーション式 β 線サーベイメータ	1台	
			警報付ポケット線量計	50個	
			タングステンベスト	10着	
			不織布服（タイベック）	1,000着	
			ゴム手袋	2,000双	
			フィルター付き防護マスク	50個	
			遮へい材	100枚	
			ポータブルエアーサンプラ	※1 2台	
			放射線移動観測車	1台	
			可搬型モニタリングポスト	2台	

- ・準備数量については，全て程度とする。
- ・支援にあたっては，陸路による輸送を基本とし，必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

別表５－２ 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災要員等の派遣		原子力防災資機材等の貸与		備考
	協力要員	１０名			
環境放射線モニタリング， 汚染検査，汚染除去に関する事項			シンチレーション式γ線サーベイメータ	１台	※１：ヨウ素サンプラと 共用
			電離箱式サーベイメータ	１台	
			GM管式汚染サーベイメータ	１２台	
			警報付ポケット線量計	５０個	
			タングステンベスト	１０着	
			不織布服（タイベック）	１，０００着	
			ゴム手袋	２，０００双	
			フィルター付き防護マスク	５０個	
			遮へい材	１００枚	
			ポータブルエアースンプラ	※１ ２台	
			放射線移動観測車	１台	
			可搬型モニタリングポスト	２台	

- ・準備数量については，全て程度とする。
- ・支援にあたっては，陸路による輸送を基本とし，必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

別表 6 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

防災業務計画等命令第 2 条第 4 項に基づき，原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称，主たる事務所の所在地，業務の範囲および実施方法は以下のとおり。

法人の名称	東北発電工業株式会社
主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区大町二丁目 15 番 29 号
業務の範囲および実施方法	・ 電源車等を使用した電源復旧活動の支援 ・ 消防車等を使用した水源の確保および代替注水活動の支援 ・ 消防車等を使用した消火活動の支援 ・ 発電所構内および構外における警備活動

法人の名称	東北緑化環境保全株式会社
主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目 5 番 1 号
業務の範囲および実施方法	・ 線量率測定 ・ 空気中放射性物質濃度測定

法人の名称	下北環境保全株式会社
主たる事務所の所在地	青森県むつ市横迎町一丁目 11 番 7 号
業務の範囲および実施方法	・ ホイールローダ等を使用した瓦礫等の撤去活動

法人の名称	日本原子力発電株式会社
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町 1 番地 1
業務の範囲および実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた瓦礫の撤去作業等による，アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援

(参考)

原子力災害対策特別措置法および原子力災害対策指針を踏まえた通報事象一覧

EAL 区分		警戒事象（AL）		原災法第10条第1項に基づく特定事象（SE）		原災法第15条第1項に関する緊急事態事象（GE）	
		EAL番号*	EAL略称	EAL番号*	EAL略称	EAL番号*	EAL略称
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	AL11 ^{*1}	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	GE11 ^{*1}	原子炉停止の失敗または停止確認不能
冷やす	21	AL21 ^{*1}	原子炉冷却材の漏えい	SE21 ^{*1}	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21 ^{*1}	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	22	AL22 ^{*1}	原子炉給水機能の喪失	SE22 ^{*1}	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22 ^{*1}	原子炉注水機能の喪失
	23	AL23 ^{*1}	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23 ^{*1}	残留熱除去機能の喪失	GE23 ^{*1}	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
	25	AL25 ^{*1}	全交流電源喪失のおそれ	SE25 ^{*1}	全交流電源の30分以上喪失	GE25 ^{*1}	全交流電源の1時間以上喪失
	27	—	—	SE27 ^{*1}	直流電源の部分喪失	GE27 ^{*1}	全直流電源の5分以上喪失
	28	—	—	—	—	GE28 ^{*1}	炉心損傷の検出
	29	AL29 ^{*1}	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29 ^{*1}	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29 ^{*1}	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30 ^{*1}	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30 ^{*1}	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30 ^{*1}	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
	31	AL31 ^{*2}	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31 ^{*2}	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31 ^{*2}	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	41	—	—	SE41 ^{*1}	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41 ^{*1}	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42 ^{*1}	単一障壁の喪失または喪失可能性	SE42 ^{*1}	2つの障壁の喪失または喪失可能性	GE42 ^{*1}	2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性
	43	—	—	SE43 ^{*1}	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—
その他脅威	51	AL51 ^{*1}	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51 ^{*1}	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51 ^{*1}	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
	52	AL52 ^{*1}	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52 ^{*1}	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
	53	AL53 ^{*1}	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53 ^{*1}	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	55	—	（原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合）	SE55	防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
事業所外運搬	61	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	62	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

* 番号はBWRおよびPWR共通のため、PWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。

※1：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定または変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定または変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）

※2：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

様式集

様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書……………	1
様式 2	原子力防災要員現況届出書……………	2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書…	3
様式 4	放射線測定設備現況届出書……………	4
様式 5	原子力防災資機材現況届出書……………	5
様式 6	防災訓練実施結果報告書……………	6
様式 7	警戒事態該当事象発生連絡……………	7
様式 8	警戒事態該当事象発生後の経過連絡……………	8
様式 9	特定事象発生通報（原子炉施設）……………	9
様式 1 0	特定事象発生通報（事業所外運搬）……………	1 0
様式 1 1	応急措置の概要（原子炉施設）……………	1 1
様式 1 2	応急措置の概要（事業所外運搬）……………	1 3

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力規制委員会，青森県知事，東通村長 殿

印

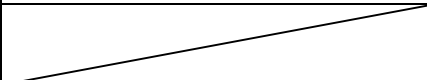
(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会，青森県知事，東通村長 殿			
届出者 住所 氏名			
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ）			印
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

- 備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣，原子力規制委員会，青森県知事，東通村長 殿 届出者 住所 氏名 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ） 放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は，通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣，原子力規制委員会，青森県知事，東通村長 殿			
届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒放射線モニタ	台
		液体廃棄物処理系排水放射線モニタ	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
		モニタリングカー	台
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には，設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会，青森県知事，東通村長，
むつ市長，横浜町長，六ヶ所村長，野辺地町長，関係機関 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名

連絡先 TEL ()

警戒事態該当事象の発生について，原子力災害対策指針および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき連絡します。

原子力事業所の 名称及び場所		東北電力株式会社 東通原子力発電所 青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下 3 4 番 4		
警戒事態該当事象 発生箇所		東通原子力発電所 1 号機		
警戒事態該当事象 の発生時刻		年 月 日 時 分 (24 時間表示)		
発生した警戒 事態該当事象の 概要	警戒事態該当事象の種類	☐ AL11/原子炉停止機能の異常のおそれ ☐ AL51/原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ☐ AL21/原子炉冷却材の漏えい ☐ AL52/所内外通信連絡機能の一部喪失 ☐ AL22/原子炉給水機能の喪失 ☐ AL53/重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ☐ AL23/原子炉除熱機能の一部喪失 ☐ 外的な事象による原子力施設への影響 ☐ AL25/全交流電源喪失のおそれ ☐ 所在市町村で震度 6 弱以上の地震発生 ☐ AL29/停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 発電所地震加速度[ガル] ☐ AL30/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐ 所在市町村で大津波警報発表 ☐ AL31/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐ 設計基準を超える外部事象 ☐ AL42/単一障壁の喪失または喪失可能性 ☐ その他 ()		
	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他 ()		
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態	発生前 (運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後 (状態継続，停止操作中，停止，停止失敗)	
		ECCS の作動状態	作動無し，作動有り (自動，手動)，作動失敗	
		排気筒放射線モニタの指示値	確認中，変化無し，変化有り (cps → cps)	
モニタリングポストの指示値		確認中，変化無し，変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.)		
	気象情報	気象状況 (確認時刻 時 分) : 天候 () 風向 ()，風速 () m/s, 大気安定度 ()		
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報				

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会，青森県知事，東通村長，
むつ市長，横浜町長，六ヶ所村長，野辺地町長，関係機関 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

連絡者名

連絡先 TEL

()

原子力災害対策指針および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき，警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の 名称及び場所	東北電力株式会社 東通原子力発電所 青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下3 4 番 4
警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	東通原子力発電所1号機
警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）
警戒事態該当事象の 種類（注1）	件名：
発生事象と対応の概 要（注2）	（対応日時，対応の概要）
その他の事項の対応 （注3）	

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。

（注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所，発生時刻，種類について記載する。

（注2）設備機器の状況，故障機器の応急復旧，拡大防止措置等の時刻，場所，内容について発生時刻順に記載する。

（注3）発電所警戒対策本部の設置状況，被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報（原子炉施設）

様式 9
(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣，原子力規制委員会，青森県知事，東通村長，
むつ市長，横浜町長，六ヶ所村長，野辺地町長，関係機関 殿

第 1 0 条 通 報

通報者名

連絡先 TEL ()

特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所		東北電力株式会社 東通原子力発電所 青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下 3 4 番 4			
特 定 事 象 の 発 生 箇 所		東通原子力発電所 1 号機			
特 定 事 象 の 発 生 時 刻		年 月 日 時 分 (24 時間表示)			
発 生 し た 特 定 事 象	特 定 事 象 の 種 類	☐ SE01/敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ SE02/通常放出経路での気体放射性物質の放出 ☐ SE03/通常放出経路での液体放射性物質の放出 ☐ SE04/火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ☐ SE05/火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ SE06/施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ ☐ SE21/原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ☐ SE22/原子炉注水機能喪失のおそれ ☐ SE23/残留熱除去機能の喪失 ☐ SE25/全交流電源の 30 分以上喪失 ☐ SE27/直流電源の部分喪失 ☐ SE29/停止中の原子炉冷却機能の喪失 ☐ SE30/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ☐ SE31/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ☐ SE41/格納容器健全性喪失のおそれ ☐ SE42/2 つの障壁の喪失または喪失可能性 ☐ SE43/原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ☐ SE51/原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ☐ SE52/所内外通信連絡機能の全て喪失 ☐ SE53/火災・溢水による安全機能の一部喪失 ☐ SE55/防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	☐ GE01/敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ GE02/通常放出経路での気体放射性物質の放出 ☐ GE03/通常放出経路での液体放射性物質の放出 ☐ GE04/火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ☐ GE05/火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ☐ GE06/施設内（原子炉外）での臨界事故 ☐ GE11/原子炉停止の失敗または停止確認不能 ☐ GE21/原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ☐ GE22/原子炉注水機能の喪失 ☐ GE23/残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 ☐ GE25/全交流電源の 1 時間以上喪失 ☐ GE27/全直流電源の 5 分以上喪失 ☐ GE28/炉心損傷の検出 ☐ GE29/停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ☐ GE30/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ☐ GE31/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ☐ GE41/格納容器圧力の異常上昇 ☐ GE42/2 つの障壁喪失および 1 つの障壁の喪失または喪失可能性 ☐ GE51/原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ☐ GE55/住民の避難を開始する必要がある事象発生		
		想 定 さ れ る 原 因	故 障 ， 誤 操 作 ， 漏 え い ， 火 災 ， 爆 発 ， 地 震 ， 調 査 中 ， そ の 他 ()		
		概 要	原子炉の運転状態	発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗）	
			E C C S の作動状態	作動無し，作動有り（自動，手動），作動失敗	
			排気筒放射線モニタの指示値	確認中，変化無し，変化有り (cps → cps)	
モニタリングポストの指示値	確認中，変化無し，変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h, No.)				
その他特定事象の把握に参考となる情報					

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣
都道府県知事，市町村長 殿

第 10 条 通 報

通報者名

連絡先 TEL

()

事業所外運搬に係る特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 東通原子力発電所 青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下 3 4 番 4		
特定事象の発生箇所	都道府県	市区町村	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24 時間表示）		
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 *☐XSE61/事業所外運搬での放射線量率の上昇 *☐XSE62/事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 *☐XGE61/事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 *☐XGE62/事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい （注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す）	
	想定される原因	火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中 その他（ ）	
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

むつ市長，横浜町長，六ヶ所村長，野辺地町長，関係機関 殿

連絡先 TEL ()

III- 1 1

応急措置の概要 (東通原子力発電所 1 号機状況)

1. プラントの状況 (確認時刻: 月 日 時 分)										
事故発生時の状況	発電所状態		原子炉出力		%					
	停止時刻		炉心平均燃焼度 (単位: 重量あたりの総発熱量)		MWD/MTU					
現在の状況	原子炉出力		%		外部電源受電		有・無			
	原子炉圧力 (相対圧: gage)		MPa[gage]		非常用交流発電機受電		有・無・不要			
	原子炉水位 (有効燃料頂部より)		mm		原子炉圧力容器注水		有・無・不要			
	原子炉水温度		℃		原子炉格納容器注水		有・無・不要			
	格納容器圧力 (相対圧: gage)		kPa[gage]		サブプレッションプール 水温 (平均)		℃			
	主蒸気隔離弁		開・閉		サブプレッションプール 水位		mm			
	格納容器内水素濃度 (ドライ値)		%		ボロン添加		添加・未添加			
	ECCS の作動状態		作動無し・作動有り (自動, 手動)・作動失敗							
	炉心損傷		有・無							
	格納容器最高使用圧力		未満・以上・2 倍以上							
2. 放射性物質放出見通し (評価時刻: 月 日 時 分)										
放出開始予測時刻		月 日 時 分頃								
特記事項										
3. 放射性物質放出状況等 (放出有りの場合に記載) (評価時刻: 月 日 時 分)										
放出開始時刻		月 日 時 分頃		放出箇所						
放出停止時刻		月 日 時 分頃		放出高さ(地上高)		m				
放出実績評価		評価時点での放出率				評価時刻までの放出量				
希ガス		Bq/h				Bq				
ヨウ素		Bq/h				Bq				
その他(核種)		Bq/h				Bq				
4. モニタ・気象情報 (確認時刻: 月 日 時 分)										
排気筒放射線 モニタ		主排気筒		cps		非常用ガス処理系 ガスモニタ		A		
モニタリング ポスト		名称	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6	MP-7	MP-8
		☐ nGy/h								
		☐ μGy/h								
気象情報		天候			風向					
		風速			m/s			大気安定度		
5. 被ばく者の状況および汚染拡大の有無 (確認時刻: 月 日 時 分)										
被ばく者の状況		有・無		被ばく者 名		要救助者 名				
汚染拡大の有無		有・無								
6. その他										

年 月 日

連絡先 TEL ()

III-13

応急措置の概要 (輸送容器状況)

1. 輸送容器状況 (確認時刻: 月 日 時 分)

事故発生時の状況	輸送物		使用容器	
	輸送重量	tU	放射エネルギー	Bq
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況 (確認時刻: 月 日 時 分)

距離・ 場所						
☐ nSv/h						
☐ μSv/h						

3. 放射性物質放出状況等 (放出, 漏えい有りの場合に記載)

(確認時刻: 月 日 時 分)

放出, 漏えい 開始時刻		放出, 漏えい 停止時刻	
放出, 漏えい 箇所			

4. 被ばく者の状況および汚染拡大の有無 (確認時刻: 月 日 時 分)

被ばく者の状況	有 ・ 無	被ばく者 名	要救助者 名
汚染拡大の有無	有 ・ 無		

5. その他